

(第一類 第二號)

衆議院 第百九十八回国会

# 總務委員會議

錄第五回

三七

意見書(広島県尾道市議会)(第八六三号)  
相次ぐ災害に対する特別交付税等の増額を求める意見書(広島県府中市議会)(第八六四号)  
相次ぐ災害に対する特別交付税の増額を求める意見書(福岡県大牟田市議会)(第八六五号)  
相次ぐ災害に対する特別交付税の増額を求める意見書(佐賀県議会)(第八六七号)  
相次ぐ災害に対する特別交付税の増額を求める意見書(佐賀県議会)(第八六六号)  
相次ぐ災害に対する特別交付税の増額を求める意見書(佐賀市議会)(第八六七号)  
相次ぐ災害に対する特別交付税の増額を求める意見書(佐賀市議会)(第八六八号)  
相次ぐ災害に対する特別交付税の増額を求める意見書(佐賀市議会)(第八六九号)  
相次ぐ災害に対する特別交付税の増額を求める意見書(佐賀県議会)(第八七〇号)  
相次ぐ甚大な災害からの復旧・復興に係る特別財政措置を求める意見書(宮崎県議会)(第八七一号)  
相次ぐ甚大な災害からの復旧・復興に係る特別財政措置を求める意見書(宮崎県都城市議会)(第八七二号)  
相次ぐ自然災害に対する特別交付税の増額を求める意見書(島根県大田市議会)(第八七三号)  
相次ぐ甚大な災害からの復旧・復興に係る特別財政措置を求める意見書(宮崎県議会)(第八七四号)  
過疎対策の積極的推進を求める意見書(長野県野沢温泉村議会)(第八七五号)  
公共施設等の老朽化対策への十分な財政支援等を求める意見書(岩手県議会)(第八七六号)  
ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書(京都府木津川市議会)(第八七七号)  
住民票の除票及び戸籍の附票の除票の保存期間の延長を求める意見書(東京都町田市議会)(第八七八号)  
住民票及び戸籍の附票の除票の保存期間延長を求める意見書(東京都東村山市議会)(第八七九号)  
住民票の除票および戸籍の附票の除票の保存期間の延長を求める意見書(東京都東久留米市議会)(第八七九号)

地方議会制度改革のための地方議員の環境整備を求める意見書(岡山県笠岡市議会)(第八八〇号)  
地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の待遇改善と雇用安定を求める意見書(岩手県議会)(第八八一号)  
地方交付税法第六条の三第二項を順守し、安定的に地方交付税総額の確保を図るよう求める意見書(高知県香美市議会)(第八八二号)  
嬉野市議会(第八八三号)  
電話リレーサービスの公的制度の創設を求める意見書(神奈川県議会)(第八八四号)  
平成三十一年度税制改正における自動車関係諸税の抜本見直しを求める意見書(愛知県田原市議会)(第八八五号)  
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件  
政府参考人出頭要求に関する件  
参考人出頭要求に関する件

第四号 地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出特法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律案(内閣提出第五号))  
森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案(内閣提出第六号)  
地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

○江田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。  
引き続き、お詫びいたします。  
各案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房日本経済再生総合事務局次長平井裕秀君、内閣官房国土強靭化推進室審議官石川卓弥君、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官補伊藤明子君、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官補井上誠一君、内閣官房内閣審議官向井治紀君、内閣官房内閣審議官大西証史君、内閣府大臣官房審議官田中愛智朗君、内閣府大臣官房審議官黒田岳士君、内閣大臣官房審議官米澤健君、内閣府政策統括官多田明弘君、内閣府政策統括官増島稔君、内閣府子ども・子育て本部審議官川又竹男君、総務省大臣官房政策立案総括審議官横田信孝君、大臣官房地域力創造審議官佐々木浩君、自治行政局公務員部長大村慎一君、自治行政局公務員部長大村慎一君、自治行政局長山田真貴子君、消防庁次長横田真二君、法務省大臣官房審議官石岡邦章君、財務省大

臣官房審議官小野平八郎君、厚生労働省大臣官房長定塚由美子君、厚生労働省政策統括官藤澤勝博君、厚生労働省雇用環境・均等局長小林洋司君、農林水産省農村振興局農村政策部長高橋孝雄君、林野庁森林整備部長織田央君、国土交通省大臣官房技術審議官江口秀二君及び環境省大臣官房審議官鳥居敏男君の出席を求め、説明を聴取いたしました。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○江田委員長 内閣提出、地方税法等の一部を改正する法律案、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律案、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。  
この際、お詫びいたします。  
各案審査のため、本日、参考人として統計委員会委員長代理北村行伸君及び日本放送協会専務理事木田幸紀君の出席を認め、意見を聴取いたしました。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○江田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。  
○江田委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。岡島一正君。  
○岡島委員 執事さん おはようございます。質問の機会をいただきました、立憲民主党・無所属フォーラムを代表して、岡島でございます。  
今、国会は統計問題で大揺れでありますけれども、私は本日は、地震などの揺れで、それをどう対策するかという災害のことについて、地方税法の一部を改正する法律案を入り口にお伺いしたいと考えておりますが、昨夜から時間の配分などいろいろありましたので、その中で導入のところからの質問ということになります。  
地方税法をめぐる今回の改正については、経済面だけではないと思いますが、特に経済面での、東京に一極集中が進む中でほかの道府県の財政基盤をどうするかという配慮が必要だという観点からつづられていると解釈を私はしています。  
さらに、ふると納税とかいろいろありますけれども、もう一つの柱の一つには、やはり車体課税ということもあるだろうと思います。これは、地方税収の減収をどういうふうにするかという形で、避ける形で、自動車のユーチャーの方の負担をいかに減らそうかという努力だろうというふうに理解したいと思っております。  
そうした中で、きょうの質問は基本的には災害のことがあつたのですが、それにたどり着け



あえず変えるだけではなくて、民間ですから、企業といふのは、政府がこうしなさいと指示はできなことはもちろん思いますが、さりとて、やはり、今申し上げたような、企業の本社機能が東京に一極集中していることをどうしたらいいかというの、やはり大きな課題だという認識を大臣もお持ちだというふうに今解釈しました。

地方に企業や若者や人が多く行つても、働き、

企業として成り立つような社会をつくるべきだと

いう認識もお持ちだと思います。

であるならば、人とかまちづくりなどについて、じや、そういうことを踏まえた地域のまちづくりを政府は設計しているのか。

単に人口だけ移つて田舎暮らしをしてもらえばいいという発想じゃないはずでありまして、地域のまちづくり、人づくり、そして、そこで企業が行けるのかとか、そういった視点においてのまちづくりの状況、自指すものを、これは内閣府になるのかな、人づくり、まちづくりという視点から、どういう取組をして、税財政の是正措置といふものだけではない、そういう一極集中問題の取組について教えていただきたいと思います。どなたか。

○伊藤政府参考人 お答え申し上げます。

まちひと・しごと創生総合戦略におきましては、東京一極集中の是正を基本的視点として掲げております。これは、過度な東京一極集中の課題として、東京圏において、生活環境面で多くの問題を生じさせていることのみならず、出生率が相対的に低い東京圏への人口集中は日本全体のさらなる出生率の低下につながりかねないこと、また、委員御指摘のとおり、災害のリスクということがあるといふこともあります。そのため、政府関係移転の地方移転ですか、あるいは生涯活動のまちの推進、きらりと光る地方大学づくり、あるいは地方への企業の移転、拡充

あります。

その際、当然、委員御指摘のとおり、魅力的な住まい、まちづくりということも非常に大切だと、うふうに思つておりますし、こういったことについて、総合的に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○岡島委員 そういうふうに、今の話だけで企業や法人などが地方に行つて若者を雇用する仕組みが映像としてなかなか浮かんできませんから、多分、もっと具体的にそういうことを取り組まなきやならないだろうと思います。

（委員長退席、桝屋委員長代理着席）

○石川政府参考人 お答えいたします。

国土強靭化基本法に基づきます国土強靭化基本計画におきましては、いかなる災害が発生しても国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されることが基本目標の一つとして定められております。

このため、首都直下地震など大規模自然災害の発生に備えて、政府中枢機関など重要施設の耐震化、電気、ガス等のエネルギーや交通ネットワークの確保等、首都機能の維持に努めるということとしております。

一方で、過度な集中によるリスクの分散を図ることも重要でございまして、このため、基本計画におきましては、代替拠点の確保、金融システムのバックアップ、自立分散型エネルギーの導入等を推進するなど、自律・分散・協調型国土構造の実現を促すこととしております。

今後とも、大規模災害発生時における首都機能の維持を始め、自律・分散・協調型国土構造の実現のための具体的取組について、有識者の意見も踏まえつつ、各関係省庁と連携して検討してまいりたいと思っております。

○岡島委員 国土強靭化に関するそちらの資料も見ましたけれども、こんな高い中で、首都機能をどう維持するかについては数行ずつ数カ所に書いたただけであります。そういったものも大事

そういった中で考えたときに、今回の国土強靭化計画ですかを読ませていただきましたけれども、あの中に、首都機能を何かあつたらどう守る

ことは、今の言葉でもわかります。

がしかし、三十年以内にいつ起るかわからな

い

い東京湾直下型、加えて、南海トラフという大きな災害が来るだろうことが、比較的、今の科学的な推察において可能な範囲では一番高い。三十年以内ということは、もう数年前から言われておりますが、あしたかもしれません。

そういう意味で、首都機能の中には国会もあれば各省庁もあります。霞が関が中央として維持され、きちんと全国を、安全を維持していく機能を持つことは私は賛成でありますけれども、しかし、東京一極集中というか、東京になくてもいい機能がないのだろうか。

かつて、首都機能移転という話が、私がマスクにいた時代からありました。首都機能を移転するということが大きな課題だった、そういう政治課題だった時代があつたのですが、いつの間にやら、首都の機能については余り論じられることなく、東京一極集中などの問題がある状態をまさに常態として捉えたままの、じゃ、どうするということが、税制においても、国づくりにおいても、人づくりにおいても行われていると私は思えてなりません。

そういう意味で、最後、大臣に、そうした首都機能の移転ということが例えれば一部可能なのか。これが総務大臣の所管でないのかもしれないが、しかし、日本政府の大臣、閣僚として、そういった視点からの税制であり、国づくりでありますといった、また、私は、もつと言ふと、国会の一部機能が地方に行つてもいいと思つていますから、本会議をやるときに地方を回つて開会式をやるぐらいだつて、地方の活性化につながるかもしれません。

そういう意味で、通常国会の最初、最後は、いや、地方でやろうとか、もし国会が潰れたら、仙台とか地震の可能性が低いであろうところへ、そこに国会を開ける機能を持つておくとか、そういったことも踏まえて、私は、私見ではいろいろ

考えて いますけれども、大臣として、首都機能の維持をどうするかということについて、もう一度お聞かせ願ひたゞと思ひます。

本日は法案の審議でございますが、まず初めに、少しだけ統計問題について触れさせていただきたいたと存ります。

○日吉委員 公的統計全般について御担当、折等を行ひ、信頼を取り戻すことが何より重要であると考えております。

いつたときに、統計委員会に、改めて、やり方に  
ついてどうかとかそういうの申請をされるかと思  
うんですけど、そのときの手続というものはば

お聞かせ願いたいと思います。  
○石田国務大臣　実は、私が十六、七年前に当選させていただいたときにはその特別委員会がござ

きたいと思います。  
先ほど大臣より、昨日の、西村統計委員会委員長の言葉のような形で出回っていた文書につきま

○日吉委員 公的統計全般について御担当、所管されているということとござりますので、今御答弁いただいたような内容になるのかなど、どうふう

うんですけど、そのときの手続というのはどうなつてあるんでしょうか。

いまして、私は自分の意思で入らせていただいたんですけど、間もなく委員会が廃止になつたんですね。私は、そのときは、やはり国民的な機運がなかつたんだろうなというふうに思います。

して御説明がございました。本来であれば、なぜ書が出来ていたのか、本来であれば、どういう仕組みがあつてそのようなことがないようにして

には思いますが、その中で、大臣の責任についてどのように考へてあるかということをちょっとと後ほどお伺いしたいなと思いますが。その前に、もう一点確認させていただきたいん

毎月勤労統計調査のような基幹統計の変更を行なう際の手続というお尋ねでございました。承認を受けました基幹統計調査を変更しようとするときは、統計法第十一條第一項の規定に基づいて

指摘いただいたように、例えば首都直下型とか海トラフとか、本当に現実味を帯びてきました。また、富士山の噴火というのも言われているわけでありまして、そんな中で、政府関係だけではなしに、企業もそれにどう備えるかというのは現実味を帶びてきた。その議論の中で、私は、これから今までとは違う展開が起こってくるのではないかなど思っています。

だつたのかなと思うんですけれども、そのあたりが理解できなかつたところでござります。この問題、総務省が総務省としてしっかりとオーネライズされないところで文書を出す、非常に問題のあることだつたのではないかというふうに思つております。本来であれば、西村統計委員長に、この文書でいいですかという確認をする、そして、省内で、それを提出してもいい、

データ補正廃止を容認していたとの政府統一見解がございますが、二十二日の衆議院予算委員会で石田大臣は、総務委員会のメンバーに事実関係を確認していなかつたとされていました。一方で根本厚労大臣は、統計委員会にてデータ補正廃止について申請していたということで、お話を食いついていたように思いますが、これは政府統一見解に統一されているということで、統計委員会に

その際、総務大臣は、麥更承認の申請があつたとき、統計法第十一條第二項の規定に基づき、統計委員会が軽微な事項と認めるものを除き、統計委員会に諮詢し、その意見を聞かなければならぬといふことになります。

○日吉委員 そうしますと、今回、厚労省における毎勘統計の手法の変更におきまして、総入れかれております。

二つの明るい兆しというふうに申上げました。  
若い人たちの意識の変化、生活環境を変えていく  
いう変化、あるいはソサエティー・五・〇に代表される  
革新的技術、こういうものが相まって一つの大  
きな動きになつていていただきたいなと思いま  
すし、そうなる可能性は高いのではないかとい  
うふうに思つております。

○岡島委員 じゃ、最後に一言だけ。

少しこた手續があつてしかるべきだなと思ふ  
す。  
厚生労働省のよう、委員会の議事録を何年も公表しない、委員に確認しているので公表しないというのもこれも問題ですけれども、そういうつた確認もしないで提出してしまうということはもつと問題だと思います。その点をまず申し上げまして、厚生労働省における毎月勤労統計不正につきまして、少しお伺いいたします。

詰つてゐる。丁解のもとであると、ハハハ」とをもへ  
一度確認させてください。

・

○石田国務大臣 統一見解につきましては、予算  
委員会の方でそういう御指摘がございました。そ  
れで、統計委員会の議事録等を精査の上で作成し  
たものでございまして、統計委員会の了承を得た  
ものではなかつたということをございます。

○日吉委員 統計委員会の了承は得ていない、そ  
ういうことでよろしいわけですね。

うになつてゐるんじようか。

○横田(信)政府参考人 先ほど申しましたように、基幹統計調査を変更しようとするときには、規定に基づき統計委員会に諮問し、その意見を開いた上で総務大臣が承認するという手続に一般的的にはなつてござります。

○日吉委員 今回の場合、諮問をして承認をした

そういう大臣の思いも理解しました上で、やはり、首都を維持する、どうするかという視点、その首都機能を分散、移転することが国益につながるのではないかという視点などを含めて、これからも総務委員会やさまざまなものところで議論させていただきたいと思います。

公的統計の整備に関する旨令機能の中核としての重要な役割を担う統計委員会を設置する総務省を担当する大臣にまずお伺いいたしますが、厚生労働省の統計不正問題についてどのような思いであるか、まず改めてお伺いさせていただきま

○石田国務大臣　はい。私は弁でそのように答弁をさせていただきましたが、そしてその後、予算委員会の方で申し上げましたのは、もし国会、委員会の方でそういう御指示があればそういう対応をさせていただきますということで、野田委員長の方で、後刻、理事会にて協議をいたしたいと想

○樹屋委員長代理 次に、日吉雄太君。  
○日吉委員 国民民主党・無所属クラブの日吉雄  
太でございます。  
本日も、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。  
とうござります。

○石田国務大臣 公的統計は、國民にとって合理的な意思決定を行うための基礎となる重要な情報でございまして、私いたしましては、公的統計全体に対する信頼を損ないかねない事案が発生した、そのように認識いたしております、今回の事態が一度と生じないよう、徹底して検証

第一類第一二号 総務委員会議録第五号 平成三十一年一月二十六日



等の森林の有する多面的機能の發揮が図られるものと考へてゐるところでござります。

○日吉委員 それでは、ちょっとともう少し角度を変えまして、先般の総務委員会でもありましたが、そもそも、国は、今回の六百億円の予算で二〇三〇年度の国際目標達成のために足りるのかどうか、この六百億円の予算で足りるか、ちょっとはつきりしませんでした。

税の中立、簡素、公平という原則からしますと、定額の課税というのには極めて珍しい課税だと思います。納稅義務者数は六十万人強いるので、

その人たちから千円徵收すれば六百億円になる、この予算であればどのようができるか検討するというような、逆の手法がとられたかのようを感じるところでございます。

そもそも、二〇三〇年度の国際目標達成のためにはこういうことをやっていかなければならぬ、そのためにはどれだけ予算が必要なのか、その予算を捻出するにはどうするべきか、こういったことを考えて予算を、税収、税のあり方がどうあるべきかということを検討していくのが本来の姿はあると思います。まず国民から千円ずつ集めよう、千円だからそんなに批判はないのではないか、こういったところから六百億円が集まるので、じや、これで何かをしましようというような感じも受けているところでございます。そういうた意味で、今回、二〇三〇年度の国際目標達成は大丈夫なのかどうか、もう一度確認をさせてください。

○織田政府参考人 お答えいたします。

森林環境税の制度検討過程において推計いたしました、条件不利な私有林を対象に市町村主体で進める十万ヘクタール程度の間伐につきましては、この四十五万ヘクタールの内数ということでおございます。

ございます。

このため、森林環境税のみで吸収源対策として

されるんですけれども、減少傾向にあるように見受けられます。

そこで質問なんですかねども、平成二十九年度から平成三十年度のこの減少、これはなぜでしょうか、教えてください。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。まず、平成二十九年度の地方税収でございますけれども、このうち譲渡割の実績が高かった理由といたしまして、一部の団体において大規模な資

算等の確保に努めつつ、森林環境譲与税も市町村に活用いただきながら、条件不利地も含め、必要な森林整備量全体が確保されるように取り組んでまいりたいというふうに考へているところでございます。

○日吉委員 ありがとうございます。

そうしますと、時間も少なくなつてまいりましたが、あと、地方消費税の歳入について、残された時間で少し質問をさせていただきます。

お手元に資料を配付させていただいておりまます。これは総務省さんに作成していただいたものですが、地方消費税の歳入の平成二十八年から三十一年までの推移を表にしたものでございます。譲渡割、貨物割、合計ということになつております。これは計画を上期の実績に置き直して着地点を見た数字で、実績は実際の収入実績ということになります。

この表を見ていただきたいんですが、譲渡割のところでの実績欄、平成二十八年度が三兆四千七百一十六億円となつております。平成二十九年度は三兆四千四百六十七億円。そして、平成三十年度はまだ実績が出ていないんですねけれども、収入見込みで三兆三千三百五十五億円。三十一年度の地財計画は、消費税の引上げ分を除きますと三兆三千四百五十三億円といふくなつております。これを見ますと、消費税収入が実績ベースで減少傾向にあるように見受けられます。

本来、経済見通しなり、経済としましては消費が回復してきている、堅調になつているというようなこいつた中で、何となく、譲渡割、資産を譲渡することによってかかる消費税が、これが消費があえているのであればもつとこの部分といふのがふえていくだらうというようなことが想定

して、そういうトレンドになるのかなというふうなところにおきまして、例えば、政府経済見通しの概要という資料がございますけれども、これによりますと、平成三十一年度は、同年十月に消費税率の引上げが予定されている中、当初予算において臨時特別の措置を講じるなど、各種政策の効果も相まって、我が国経済は雇用・所得環境の改善が続き、内需を中心とした堅調な景気回復が見込まれる、こういうような見通しをしております。

そこで、平成三十年度の収入見込みと平成三十一年度の地財計画を見たときに、若干増加はしているんですけども、この年、平成三十一年度、消費税増税が予定されている、この効果は地方税収としては翌期以降に反映されるという御説明を受けていますけれども、駆け込み需要等ございまして、こういった駆け込み需要というのは上期四月から九月の間に大きく発生し、その反動減というのは、十月から三月に減少するだろうということになると、この第三十一期では、相当な駆け込み需要があつて、もつと伸びてもいいんじゃないかな、そいつたことを考へると、思つたほど税収が上がつてないんじゃないかなと、いうふうに思われるんですけども、これにつきまして、政府の経済の見通し、消費の堅調さと税率との関係につきましてどのように見られていて、御答弁をお願いできますでしょうか。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。先ほど申し上げましたように、譲渡割と貨物割の両者が密接なかかわりを持つておりますので、個人消費との関連を見ると、このことになりますと、双方合わせた地方消費税収全体の動きを見ることが適切ではないかと考えていてるところでございました。

そういう意味で、譲渡割と貨物割を合わせました地方消費税収全体で見てみますと、先ほど申し上げました特殊要因を除いた二十九年度税収が四千六千八百億円程度、三十年度の収入見込み額が四兆七千百億円程度、税率引上げ分を除きました

三十一年度の地財計画額が四兆七千七百億円程度となりまして、地方消費税全体のトレンドを見ますと増収傾向にございまして、個人消費は持ち直していくとの傾向に沿つたものであると考えております。

○日吉委員 今、合計でという話がございましたけれども、先ほども申し上げましたように、それぞれで見ても、多分増加トレンドというのと同じだと思いますので、そういう中で、最後、大臣にお伺いをさせていただこうと思います。

政府の、この内需を中心とした堅調な景気回復がなされているというのと、収支、これは十分な収支が入つてきていると考えられるのか、それとも、景気回復というのが収支の実態から見るとそれほどでもないのではないか、このあたり、どのようにお考えでしょうか。

〔樹屋委員長代理退席、委員長着席〕

○石田国務大臣 先ほどより局長が答弁申し上げておりますように、地方消費税に関する取扱いは、個別の年度においては、国税における取扱い時期と都道府県への払込み時期のずれや特殊要因等により、若干の増減が見られるところではありますけれども、地方消費税全体のトレンドを見るに、増収傾向にあると思っております。

このことから、地方消費税の収支の見通しは、個人消費が持ち直しているとの傾向に沿つたものであると考えております。

○日吉委員 時間が参りましたので、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○江田委員長 次に、本村伸子君。

○本村委員 日本共産党的本村伸子です。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

森林環境税についてお伺いをしたいと思います。森林環境税は、ほかの委員からも御指摘がございましたけれども、企業負担が、とりわけ大企業の負担がないのは余りにもおかしいというふうに感じております。

CO<sub>2</sub>排出量削減について、産業界や企業は石

油石炭税の上乗せなどで既に税負担をしているとおっしゃっていますけれども、その一部は料金などに転嫁をされ、国民の皆様、住民の皆様も負担をしているわけでございます。また、森林の多面的機能には、災害の防止や水源の涵養などもござります。この恩恵は、排出企業かどうかにかかわらず、全ての企業が受けているというふうに思います。

現に、地方自治体が既に導入している森林環境

税では、ほとんどの自治体が企業負担を求めております。とりわけ大企業の負担を求めるべきではないかと思いますけれども、大臣、答弁をお願いしたいと思います。

○石田国務大臣 まず、地球温暖化対策ということもつきましては、二酸化炭素の排出抑制対策と、それからもう一つは森林吸収源対策の両面から推進する必要があると考えております。

このうち、二酸化炭素排出抑制対策につきましては、産業界はこれまで、自主行動計画等の枠組みの中で温室効果ガスの排出削減を実現するとともに、地球温暖化対策のための税、いわゆる石油炭税の上乗せ措置も負担していることなど、地球温暖化対策に係る取組に既に一定の貢献をしていただいているところであります。

一方で、森林吸収源対策につきましては、森林整備等に必要な財源に充てるため、今般、森林環境税を創設するものであります。森林の有する公益的機能は広く国民一人一人が恩恵を受けているため、國民に広く均等に御負担いただくこととしておりまして、法人に対するはさらなる負担を求めることがあります。

このように、地球温暖化対策につきましては、二酸化炭素排出抑制対策と、それから森林吸収源対策の両面を通じて、個人、法人双方に相応の負担をいただくことになるものでございます。

森林環境税についてお伺いをしたいと思いま

決定しているものでございます。

○本村委員 そもそも、排出抑制のための税負担について経済界、産業界は一貫して負担を嫌がつておりました。一方で、温暖化対策を始め地球規模での環境保全の取組が必要という認識が国際的な共通認識となる中で、日本も避けて通れなく

なった

ということ

で、

政府

は、

財界

、

産業界

の意向を

酌んで

企業負担のない

仕組みを入れただけではないかと言わざるを得ない

といふ

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

の新たな仕組みを検討する、こういうことが明記されたところでございます。

農林水産省といたしましては、このことを踏まえて、平成二十九年度以降の税制改正要望についておりました。それらの要望は通じて、森林環境税の創設に絞って要望を

たいと思います。

○本村委員 林野庁は直近まで産業界にも負担を

求めた案を出しておりました。それらの要望は通じて、国民、住民の皆さん個人に負担を求める

案だけが通つたわけでございます。

○本村委員 林野庁は、森林環境税の非課税措置につけてお伺いをいたしました。それらの要望は通じて、国民に広く均等に税を御負担いたしました上

で、税を負担する住民の所在をする区域を越え

て、森林整備等を行う地方団体に適切に帰属させ

るため、國税として制度設計しているものでござりますけれども、賦課徴収は市町村が行うこと

で、それを踏まえまして、森林環境税の非課税に

つきましたは、個人住民税の非課税と基本的に

同じ様の規定を置くこととしているところでござります。

具体的には、生活保護の規定による生活扶助その他これに準ずるものとして政令で定める扶助を受けている者、年度の初日の属する年の前年の合計所得金額が百三十五万円を超える場合を除く障

害者、未成年者、寡婦、寡夫又は単身児童扶養者、それから、前年の合計所得金額が政令で定める金額以下である者、いわゆる非課税限度額と呼んでいるものでござりますけれども、これを規定

することとしているところでございます。

この非課税限度額につきましても、今後、森林

整備等の財源に充てる税制（森林環境税）等につい

ては、実施する地方団体がそれぞれ検討した上で

の新たな仕組みを検討する、こういうことが明記さ

れたところでございます。

環境税と個人住民税均等割の非課税限度額の参酌基準が一致するよう対応してまいりたいと考えております。

○本村委員 市町村の現場で混乱がないようにするためには、均等割とほぼ同じような金額にするということになるかというふうに思います。

均等割は、所得割が非課税になる人でも納めなければならない、非課税の基準となる額も、生活保護や、その少し上の方や、あるいは所得がかなり低い人でないと非課税にならないということです。

温暖化対策で必要だから、恩恵があるからといつて低所得の方々に千円を課税する、一方で、大企業には負担を求めるといふのは、やはりこれはおかしいというふうに言わざるを得ないといふふうに思います。こういう点はやはり正直で、ただきたいというふうに強く求めておきたいと思います。

研究会報告ですとか税制改正大綱では、森林環境税・譲与税は、森林経営管理法で新たに市町村に課せられる森林整備についての財源として位置づけられています。この理解でよろしいでしようかというふうに思います。

○内藤政府参考人

お答え申し上げます。

森林環境譲与税の使途につきましては、法律上、森林の整備に関する施策及び森林の整備の促進に関する施策と規定しているところでございました。

○本村委員 森林経営管理法は、管理がなされていない私有林について、市町村が所有者に意向調査をして、みずから管理をする意思がない場合にあります。

○本村委員 森林経営管理法は、管理がなされていない私有林について、市町村が所有者に意向調査をして、みずから管理をする意思がない場合にあります。同意を得て、経営管理権を設定し、管理又は

再委託を行うというものでございます。

しかし、所有者が不同意の場合や所有者が不明の場合にも、一定の手続を経て管理権の設定が可能になる仕組みとなっております。

所有者の意思に反して個人の財産である森林の管理権が取り上げられるということがあつてはならないというふうに思いますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○織田政府参考人

お答えいたします。

森林経営管理法では、市町村が経営管理権を設定するに当たりましては、原則、森林所有者の同意を得ることが必要でございます。このため、個人の意思に反して無理やり経営管理を行いう権利を奪うことは基本的にはないということです。

ただ、公益上の理由で、所有者さんが経営管理の意向も示さない、要は、所有者としての責務を果たさない、一方で、公益上の理由で絶対しきり整備しなきやいかぬという場合には、やむを得ず、市町村長による勧告、それから都道府県知事の裁定等の一連の手続を経て、同意を得られなくとも市町村に経営管理権を設定することができる

ことを確認をさせていただきたいと思います。

○内藤政府参考人

お答え申し上げます。

森林環境譲与税の使途につきましては、法律上、森林の整備に関する施策及び森林の整備の促進に関する施策と規定しているところでございました。

○本村委員 森林経営管理法は、管理がなされていない私有林について、市町村が所有者に意向調査をして、みずから管理をする意思がない場合にあります。

にならない、助成していくことが必要だというお話をございました。

六十年かけて育ても結局二十九万円というこ

とですから、やはりここを改善して、森林所有者の方が意欲が出るようにしていくということが何よりも大事だというふうに思います。

所有者の方にはさまざまな事情がございますし、それぞれ、決められた木を切る期間じゃなくて、もっと長期で切りたいんだとか、いろいろお

考えがあつて現状があるわけでございます。それを義務化したんだ、主伐をしないから意欲がないんだと決めつけをして、同意がなければ機械的に管理権を取り上げる手続に入りますということでは、やはり財産権の侵害ということもなりかねないということです。

森林経営管理法は、機械的に運用されれば、憲法に定められた財産権を侵害する大変危険な仕組みを持っております。所有者の意思に反して管理権を取り上げることは絶対にないようにしていただきたいというふうに思います。答弁をお願いしたいと思います。

○織田政府参考人

お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、個人の意思に反して無理やり経営管理を行いう権利を奪うことは基本的にないということです。また、先ほどの不同意森林の特例の場合も、しっかりと、その辺が委員御指摘のようなことがないよう運用されるように、しっかりと指導してまいりたいというふうに考えてございます。

○本村委員

ありがとうございます。

森林環境譲与税による財源確保について、森林経営管理法の質疑の中で、参考人の野口俊邦信州大学名誉教授はこうおっしゃいました。最も安定的な財源は一般会計だ、一九九三年並みに林業予算を確保すればプラス六千億円の財源が確保できるという御指摘がございました。これはもつとも

えられたはずだと思ひますけれども、そうしなかつたのはなぜかという点をお示しいただきたいと思います。

○内藤政府参考人

お答え申し上げます。

森林整備等のための財源を地方団体に帰属させる手法いたしましては、地方交付税や国庫補助金の仕組みを活用することもあり得るかと存じます。

この点、地方財政審議会に設置いたしました森

林吸収源対策税制に関する検討会におきまして、

地方財源としての性格を明確にしつつ、地方団体が、事業実施箇所の選定や実施手法等について現

場でのニーズに応じて裁量を持てるようにするこ

と、確実に森林整備等の財源に充てるために使途を定めることのできる仕組みとするごとにするとた

め、地方譲与税の制度を活用することが適当であ

ると提言されたところでございます。

あわせまして、地方譲与税は、客観的な指標に

よりて譲り額の算定が行われますので、予見可能

性が高く、地方団体が中長期的に計画的な事業に

取り組みやすく、森林整備等に必要な人材の安定

的な雇用等にもつながりやすいという利点も有す

ります。

○本村委員

市町村は、この森林経営管理法のも

とで非常に重い責任を負うことになりました。経

営管理権の設定一つをとっても、誠実に対応しよ

うとすれば、当然、職員の負担はふえてまいります。

施業の委託費なども含めてトータルでかかる経費を考えれば、総額六百億円での譲与であつても到底足りないと、いう自治体が多いのが実態ではない

いか。しかも、六百億円、満額配られるのは十四年後ということになつてしまります。

一方で、東京二十三区への譲与額の合計額は、森林面積の多い県の市町村全ての譲与額合計を上回っております。広く国民一般に負担を求めるがために、結局、肝心の森林面積の多い自治体にお金が十分行かない仕組みになつてしまつております。

森林整備を重要な課題として位置づけ、林業を重要な業だということをしっかりと位置づけていくということをするべきだというふうに思います。やし、やはり、国的一般会計で林業予算の配分をふやし、地方交付税の法定率をふやすなどして、実際に森整備を行う自治体にこそ十分な財源が回るように対応するべきだということを強く求めておきたいというふうに思います。

次に、統計不正について質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、統計委員会の点検検証部会と政府統計検証チームとの関係をお示しをいただきたいと思います。

○横田(信)政府参考人 お答えいたします。  
一月三十日の統計委員会におきまして、新たに点検検証部会を設置いたしました。そこにおいて、基幹統計や一般統計調査について徹底的な点検、検証を行うこととされたところでございまます。

総務省としては、統計委員会の庶務を処理することとされているところ、この統計委員会の点検、検証は対象が多く、また作業量が膨大となることが見込まれる上、スピード感を持って取り組む必要があるということを踏まえまして、この統計委員会の点検、検証事務のあくまでサポートを行うという位置づけで政府統計検証チームを一月一日に立ち上げたといふことです。

今月十九日には点検検証部会の初回会合が開催されたということでございまして、再発防止や統計の品質向上といった観点からの審議がなされて

いくという予定でございます。政府統計検証チームといましても全力でこの点検検証部会を支えまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○本村委員 その点検検証部会ですけれども、各委員の先生方、五十六の基幹統計、二百三十三の一般統計について十分点検、検証ができる時間的保証がちゃんとあるのか。

先日、統計委員長がこの場で答弁をされましたけれども、さまざま課題を抱えていて、毎月勤労統計調査は優先度が低かつたと述べられましたけれども、そつならないよう、点検検証部会ではどの統計も十分な点検、検証をしてもらわなければ困れば困るわけでございます。そして、全ての統計が正確なものになるようにしてもらわなければ困るわけでございます。

十分点検、検証できる委員の先生方の時間的保証はちゃんとあるのかどうか、この点、答弁をお願いしたいと思います。

○横田(信)政府参考人 点検検証部会は、統計への信頼確保に向け、基幹統計や一般統計調査について徹底的な点検、検証を行うため、新たに設置されたものでございます。

委員の方々には、現在の状況のもと、短期間に集中的に審議を行う必要がある旨、これをあらかじめお伝えした上で、御協力いただける方にお願いしているというところでござります。

点検検証部会では、二つのワーキンググループを設置し、並行して集中的な審議を実施することとされており、この中で日程調整を丁寧に行なうなどにより、各委員に必要な審議時間を確保しております。

この統計委員会の点検、検証事務のあくまでサポートを行うという位置づけで政府統計検証チームを一月一日に立ち上げたといふことでございまして、この統計委員会の点検、検証事務のあくまでサポートを行つてございまして、統一的な審査とはどういうことでしょうか、そして、統一的な審査の結果をもとに重点的に検証するといふのはどういうことでしょうか、お示しをいただきたいと思います。

○本村委員 次に、政府統計検証チームですけれども、どのような職員を集めたのか、改めてお伺いをしたいと思います。どこの省庁、どこの部署、それがどのくらいの人数ですね、そして、検証専任なのか兼務なのか、お答えをいただきたいと思いま

○横田(信)政府参考人 政府統計検証チームにつきましては、スピード感を持って取り組む観点から、政策統括官、これは統計基準担当の政策統括官でございますけれども、このもとに在籍した職員、これに加えまして、省内の他部局や総務省から他府省に出向中の職員のうち、過去にこの統計基準や統計局に在籍していた者を中心に入選しておるところでございます。

このうち、従前から政策統括官の下に在籍していた職員の中には各府省からの出向者も含まれておるところでございます。

それから、発令上は、全員併任、形式的には検証チームを兼務するという形になつてございまして、この業務に専任で従事しておるという形になつておるところでございます。

○本村委員 どこの省庁、どこの部署というのをお答えいただけなかつたんですけれども。

政府統計検証チームのことは詳しく述べ午後お伺いをしたい、間に合えば午前中にもお伺いしたいというふうに思いますけれども、きょう、やつと資料を出していただきまして、配付資料の一枚目ということで皆様方にも出させていただきました。

二月十九日の私の質問に対しても、総務大臣は、統計委員会の「点検検証部会は、再発防止、統計の品質向上の観点から、各府省が所管する統計について、春までをめどに統一的な審査を行い、その結果をもとに重点的に検証を行うべき統計や項目を絞り込んだ検証を行いまして、夏の時点で一旦結論を得ることを念頭に進める」というふうに御答弁をされました。

そこでお伺いしたいいんですけれども、統一的な審査とはどういうことでしょうか、そして、統一的な審査の結果をもとに重点的に検証するといふのははどういうことでしょうか、お示しをいただきたいと思います。

統計を対象に、再発防止、統計の品質向上に関する統一的な視点によって行う点検検証であり、部会のもとに二つのワーキンググループを設置して、春までをめどに実施される予定ということです。

それから、重点的な検証でございます。これは、統一的な視点がといったようなことも含めてございますけれども、こういうことを絞り込んでございますけれども、こういうことを絞り込んでございます。

これらの結果をもとにいたしまして、六月から七月までに一定の結論を取りまとめる予定ということで承知してございます。

○本村委員 二月五日、この委員会の中で、私は、繊維流通統計の不正処理の問題を受けて総務省が二〇一七年一月から行った一齊点検、この一齊点検が、関係府省への実地調査もなく、いわば書類審査に終わつたというふうに思いますが、この二〇一七年の一齊点検では、毎勤統計の不正も見抜けなかつたわけでございます。

この繊維流通統計調査の不正の原因分析で明らかになつた問題点、先日も言つたんですけども、十分な人材育成や統計の職員体制、プログラムの際のダブルチェックができる体制になつておるか、管理者の統計の重要性の深い認識に基づいて担当者がチエックがされているか、十分な遵法意識を持っているのか、適切な行政文書の管理がされているのか、踏み込んだ外部からのチエックがやられているのか、この点についてしっかりとチェックをして統計不正を二度と起こさないように対するべきだというふうに質問をいたしました。

そのときに、石田大臣は、今御指摘いただいた点を含めまして、この点検検証部会で、徹底的に、再発防止、あるいは統計の品質向上を目指して検証が行われるものと思つて、総務省として、三十人から成るチームを編成して、統計委員



しましては御注意を願いたいと思います。十分注意して御発言ください。

○足立委員 質問、ちゃんとします。しかし、僕の発言でるのはここだけですからね。しっかりと言うべきことは言いますが、委員長の御差配にはしつかり従いたいと思います。

さて、ふるさと納税ですが、ちょっとと  
きよう、パネルを、テレビ入りじゃありませんが  
パネルをちょっとつくりました。見えますか  
ね。

我々は一方で、政府・与党も、累次の制度改革の中、國と地方公共団体は対等だ、かつてのよ  
うな、地方公共団体は國の出先ということではなくて、國と地方公共団体は対等だと言つているわけですよ。そうであれば、ルールは國で決める法律で決める、國会で決める、それはいいですよ。しかし、そのルールのもとで地方公共団体がどう活動するのかについては、これは全国に千七百ある地方公共団体が切磋琢磨する。  
決められたルールのもとで、自分を選んでくだ  
さつてはいる有権者、市であれば市民の皆さん、町であれば町民の皆さん、福祉を、あるいは厚生を最大化するために、政治家は、首長、張つているんですね。そういう当たり前のことだが、自民党政権、政府・与党はわかつていません。  
安倍さんはわかつていますね。安倍総理はやは  
り、戦後最高の総理だと月刊誌に私が書いたとおりの、さすがですね、ここに書かせていただい  
るよう、二月十五日の衆議院本会議で、私が

ふるさと納税について、なぜ私たち、あるいは私がこだわっているかというと、これは国と地方の関係そのものなんですね。

ふるさと納税について安倍総理に質問した際に、一定のルールの中で地方団体が切磋できる環境を整えていく、はつきりとおっしゃいました。私は、それについては、当然だ、あるいは正しい御認識であるということで、敬意を持つて受けとめたわけあります。

人住民税の一部を実質的に地方団体間で移転させるものでございまして、結果として個人住民税が減収となる地方団体も生じるものであるため、都市と地方それぞれの団体が制度の趣旨を踏まえた対応をすることで成り立つ制度であると考えております。

○石田国務大臣　お答えさせていただきます。  
　　まず、先ほど来趣旨について申し上げまし  
て、足立委員からもその趣旨に御賛同いただい  
たる返礼品とか、あるいは返礼品に係る広報、広  
報ですよ、広報、禁止したらいいんやないです  
か、大臣。

ところが、その後、この総務委員会で石田大臣とやりとりする中で、先ほどから共産党がわあわあ、ああ、ごめんなさい、もう共産党のことは控えますが、その二月二十一日の衆議院総務委員会の場で石田大臣は、自治体間の競争を前提とした制度ではないと明言をされました。

余り総務省がプレッシャーをかけるものだから、千代松市長もちょっと、さすが政治家ですが、バランスをとつて、四月以降は一旦受入れをトップして、来年度は新たな泉佐野のスタイルを構築して再スタートしていくことをきのう記者会見でおっしゃったと報道されています。私は、別に千代松さんは友達でもないし、彼は、どうだろう、維新でもないんじゃないかな。

僕は、本件、泉佐野市とは一切話をしています。千代松さんとも、会合でお会いしたことはあります。けれども親しくはありません。

くとも、北海道でも沖縄でも、僕は同じことを言つてゐると思いますよ。維新の会は別に大阪のための政党じゃありません。国と地方の関係をしっかりと整理した方がいいんじゃないかという点を中心的なテーマとして掲げている政党でござ

ざいますから。僕は千代松さんのためにやっています  
るんじゃないんですよ。国と地方の関係を整理しま  
しょうと言つてゐるんです。

○石田国務大臣　お答えさせていただきます。  
たがえておりません。

人住民税の一部を実質的に地方団体間で移転させるものでございまして、結果として個人住民税が減収となる地方団体も生じるものであるため、都巿と地方それぞれの団体が制度の趣旨を踏まえた対応をすることで成り立つ制度であると考えております。

したがって、ふるさと納税制度は、趣旨に反して過度な返礼品や過度な宣伝広報によって寄附金の受入額の多寡を競い合うための制度ではなく、そのような趣旨で申し上げたものでございます。

各地方団体におきましては、制度の趣旨を踏まえながら、ふるさと納税を通じて得られた資金を有効に活用して、地域産業の振興や雇用の創出、あるいは地域課題を解決するためのプロジェクト等に取り組むことを通じて、地域経済の活性化を図り、地方創生に貢献することを期待するものであります。

○足立委員 今の大臣の御答弁は、二十一日にも伺った、全くそのとおりの、官僚答弁をお読みになられています。いやいや、官僚答弁って、官僚の皆さん方が大臣の御指示のもとつくられた答弁ですね。だから、大臣の御意思だと思いますよ。

しかし、よくわからないんですよ。

制度の趣旨を、制度の趣旨、制度の趣旨とおっしゃいます。大臣がおっしゃっている制度の趣旨というのは二つあります。ふるさとやお世話にならぬた自治体への感謝の気持ちを伝えること。それはそうですね。まさに自分が育った町、村、あるいは被災地、そういうところに寄附をできる、寄附をすればその分控除される。そういう制度ができたんだから、それをやればいい。それはすばらしいと思うし、僕は、ふるさと納税の趣旨はすばらしいと思うんですよ。そして、もう一つの趣旨は、税の使い道を自分の意思で決めることができたんだから、それをやればいい。それは何でこれは返礼品が必要なんですか。もし大臣がおっしゃるように制度の趣旨を徹底するんだった

○足立委員 今の大臣の御答弁は、二十一日にも伺つた、全くそのとおりの、官僚答弁をお読みにならねています。いやいや、官僚答弁って、官僚

の皆さん方が大臣の御指示のもとつられた答弁ですね。だから、大臣の御意思だと思いますよ。しかし、よくわからないんですよ。

しゃいます。大臣がおっしゃつてゐる制度の趣旨  
というのには二つあります。ふるさとやお世話を  
なつた自治体への感謝の気持ちを伝えること。そ  
れはそうですね。まさに、自分が育つた町・村、  
あるいは被災地、そういうところに寄附をでき

る、寄附をすればその分控除される。そういう制度ができたんだから、それをやればいい。それはすばらしいと思うし、僕は、ふるさと納税の趣旨はすばらしいと思うんですよ。そして、もう一つの趣旨は、税の使い道を自分の意思で決めるこ

と。同じです、すばらしいと思います。維新の会もそれは大賛成です。だからこそ、我々はふるさと納税はすばらしいと言つてゐるんです。

○石田国務大臣 お答えさせていただきます。  
まず、先ほど来趣旨については申し上げまして、足立委員からもその趣旨に御賛同いただいておるわけでござります。  
そういうことから申し上げますと、まずは、恐らく、この制度が始まって以来、ふるさと納税、ふるさと、あるいはお世話になつた地域、あるいは自分の意思で何らかの対応をした、特に被災地への支援などが例として挙げられると思うんですけれども、そういうことでなされた。それに対して、受入れ側の自治体から、当初は過度なものではなかつたと思ひますけれども、せつかくそういうふうに思つていただけるんであれば、地方の特産品とか我々が取り組んでいることとか、いろんなことをお知らせをする、あるいは返礼として差し上げたい、お札の気持ち、そういうことであつたと 思ひます。  
ところが、それがだんだんだんだんとエスカレートをしてきた中でいろいろと御批判が出来始めたというのも事実でございまして、そういうことを鑑みて、一定のルールの中で行つことがいいんではないかということで、今まで二度にわたつて総務大臣から通知をさせていただいたわけでありますけれども、なかなかそれが守られていないところもあるということです。  
しかし、今御指摘のように、それでは禁止をしたらいいんではないかということでありますけれども、そういう活動の中で、やはり、それぞれの地域の產品が活性化する、あるいは地域の取組が活性化してきているという、一方でそういう事実も生じてゐるわけでございまして、我々といたしましては、その双方をにらむ中で、今国民的な御理解をいただける範囲はどこか、それがまさしく一定のルールという言葉に集約されてゐるわけでございまして、そういう中で健全なる発展をぜひ進めていただきたい、そういう思いで今まで申

し上げてきたところでござります。

○足立委員 私が再三この委員会で、総務省、大臣、石田大臣始め総務省の皆さんに御質問しているのは、まさに今大臣がおっしゃった、健全の中身ですよ。健全の中身が総務省の差配いろいろされるのは、地方公共団体からしたらあまりませんと言つてはいるんです。

それで、繰り返し、今大臣は地域活性に役に立つてはいるとおっしゃいました。でも、大臣、何度も私は御答弁されているこのあるさと納税の趣旨の中に、地域活性化、入っていますか。何回も大臣、私は答弁いただいていますけれども、いつも二つあると。一つはあるさとへの感謝の気持ちを伝えること、もう一つは税の使い道を自分の意思で決めること。いずれの趣旨にも返礼品は要らないぢやないです。

だから、やはり趣旨を、今回、もしこういう制度でもう一回再出発するということであれば、地域活性性、私はそれを景気対策と言つています、消費拡大策と言つてはいますが、景気拡大策と言つてはいるのであれば、ちゃんとそれを正式に認めてくださいよ。その健全の中身を入れてほしいんですよ。どうですか、大臣。

○石田国務大臣 健全化というために、今までお二人の総務大臣が、皆さん、全国的な、ある程度、御意見をいろいろ聞く中で、こういう範囲ではということで通知を出されたということです。

それが、三割以下とか、あるいは地場産品に限つてはどうかとか、まあ、そういうようなことが今まで議論されてきたわけでありますけれども、それについて御同意をいただいたいな団体も多数あるわけでありますけれども、そうでない団体もあるといふことで、今回新たな制度をつくろうといふことで、今検討させていただいているところでござります。

○足立委員 いやいや、まあじゃなくて、これは大事なことなんですよ。だって、地方公共団体は、この制度の趣旨を踏まえ、そのルールのもとで切磋琢磨するんでしよう。安倍総理のおっしゃる切磋琢磨するんですよ、ルールの中で。もう一回上げましようか。安倍総理は本会議で、衆議院の本会議場で、一定のルールの中で地方団体が切磋できる環境を整えたないとおっしゃっているんですね。総理大臣ですよ。

さて、そうしたときに、じや、その制度の趣

旨つて何なんだと言つてはいるんです。そのとき

に、大臣は再三、二つしかおっしゃつていません。あるさと感謝の気持ちを伝えることと、税の使い道を自分の意思で決めること、それは、返礼品なんかなたつて両方できる。むしろ返礼品が認めるとしましよう。でも、返礼品の広報だけは禁止したらいんじやないですか。

何で返礼品を広報する必要があるんですか。返礼品を広報することは、あるさと感謝の気持ちを伝える、その気持ちを傷つけませんか、逆に。そして、税の使い道を自分の意思で決めることに反しませんか。だって、返礼品のところにみんな行つちゃうわけですよ。どれだけのものがあるさて、税の使い道を自分の意思で決めることにいるのか把握していないわけですよ、総務省は。

だから言つているんです。そうであれば、趣旨の中に、あるさとへの感謝と税の使い道の自己選択というのとに加えて、地域活性なり景気対策なりという三番目の趣旨を明確に位置づけるべきじゃないですかといふ、私は当たり前のことを言つてはいるんですよ。だって、総務省はそういう法案を出してきてはいるんだから。返礼品はいいですよ、広報もしてもいいですよ。

一回局長に振りりますか。

○石田国務大臣 もう一度申し上げますと、先ほど申し上げているように、まず、あるさと納税制度、これは十年前に始まつたわけですね。その

ときには、先ほど来申し上げてはいるように、ふるさと、あるいはお世話になつた地域への感謝の気持ち、さらには税の使い道ということで、被災地への支援、こういうことで始まつたわけでございまます。

そして、当初は、その返礼品というのを想定されてはいたかどうかわかりませんが、恐らく大きなものはされていなかつたと思います。そういう中で、感謝の気持ちをあらわすということで、受入れ团体からそういうものが送られるようになつて、それがだんだんだんだんとエスカレートしていくだつたというか、過大になつてはいた。

そういう中で、いろんな方から、少しこれはおかしいのではないかということの中で、では一定のルールを決めた方がいいということで、法改正もございます、その前提として二人の総務大臣から通達を出させていただいて、大方の皆さんにはそれに従つていただいて、寄附をいただいた中で、今回の改正でもそうですけれども、半分ぐらいはやはり趣旨に沿つて使はせていただく、そういうことから考へると三割ぐらいが返礼品の限度ではないか、そういう議論になつてきて、それを一定程度のルールとして皆さん方に御理解していただく中で、このあるさと納税制度、健全に発展していくつもりで、よこしまな、ちょっといかがわしいことをやつてはいるんですか。

ちゃんと総務大臣として、趣旨として認めてやつてくださいよ、それは、趣旨として、三番目の趣旨として。

○石田国務大臣 私が申し上げましたのは、そういうふうに返礼品を出さないという方、あるいはこういうあるさと納税制度をもうやめた方がいいのではないかと言われる方もおられるということを御紹介したわけでありまして、一方では、もつと大きく拡大しろという方がおられるわけであります。

そういう中で、我々として、一定のルールといふのをやはり決めた方がいいのではないか、双方の御理解を得られるのではないかということの中、今回、こういう法案を出させていただくことにしてはいるということでござります。

○足立委員 これは、与党の皆さん、どうです

は。認めるという法案が出ているのに、口では認めないと言つから。だって、大臣は二十一日、こんなこともおっしゃつてはいるんですよ。市町村の首長の中には、あるさと納税の趣旨を重んじて返礼品は送付しないという方もいらっしゃる。災害支援として、返礼品がなくとも国民の皆さんから温かい御支援が寄せられていると言つてはいるんですよ。

じゃ、それが趣旨であれば、今大臣がおつしやつた三割、五割、三割の範囲内で、ルールの皆さんあるさと納税の趣旨を重んじて返礼品は送付しないという方々、これが趣旨に合致しているのであって、三割の返礼品の内容について切磋琢磨する自治体は、趣旨と違うところで、よこしまな、ちょっといかがわしいことをやつてはいるんですか。

ちゃんと総務大臣として、趣旨として認めてやつてくださいよ、それは、趣旨として、三番目の趣旨として。

○石田国務大臣 私が申し上げましたのは、そういうふうに返礼品を出さないという方、あるいはこういうあるさと納税制度をもうやめた方がいいのではないかと言われる方もおられるということを御紹介したわけでありまして、一方では、もつと大きく拡大しろという方がおられるわけであります。

そういう中で、我々として、一定のルールといふのをやはり決めた方がいいのではないか、双方の御理解を得られるのではないかということの中、今回、こういう法案を出させていただくことにしてはいるということでござります。

○足立委員 これは、与党の皆さん、どうですか。井上筆頭、井上筆頭に語りかけやいけませぬ。

ごめんなさい、こんなことで時間を全部使うつ





に計上することとしているところでございます。

三十一年度におきましては、ふるさと納税に係る寄附金収入を四千五百八十六億円と見込んだ上で、この半分の二千二百九十三億円、これを雑収入として計上しているところでございます。

○井上(一)委員 それでは、三十一年度まではとりあえず激変緩和の観点から段階的に計上してきましたということですけれども、三十二年度以降はこの計上方法はどうになるんでしょうか。

○林嶋政府参考人 お答えいたします。

三十一年度地方財政計画、先ほど申し上げたようなどおりございますが、その先、三十一年度以降につきましては、三十一年度の計上方法も踏まえながら、各年度の地方財政計画を策定していく中で検討することとしております。

○井上(一)委員 ふるさと納税に係る地方財政計画の計上方法、それから普通交付税の算定方法の考え方、これは異なつてゐるわけすけれども、その考え方方に違いが生じてゐる理由を教えていただきたいと思います。

○林嶋政府参考人 お答えいたします。

これは、地方財政計画に計上しております歳人のうち、地方税、地方譲与税、それに関連する交付金などの標準的な収入額を算定することとしているところでございます。

一方で、地方財政計画の歳入には、補助金、負担金、手数料、使用料のほか、寄附金、財産収入などを計上しているところでございますけれども、これは地方交付税算定上の基準財政収入額には算入していないところでございます。

考え方でございますけれども、地方税につきましては、これは行政主体である地方団体が強制的に徴収することができるという本質を有しておりますまして、経常的な収入となるものでございますけれども、御指摘のふるさと納税による寄附金につきましては、そうではなくて、あくまでも個人の自發的な意思に基づく収入であり、また、年度間

の変動が大きく、経常的な収入とは言えないといふことが一つござります。

このため、社会保障関係費を始めとした基準財政需要額で算定している経費を賄う財源と位置づけることは適当ではない、こういった考え方で基準財政収入額には算入しない取扱いとしてきたところです。

りでございます。

なお、いわゆるふるさと納税制度ができるに至る際に、総務省の方でふるさと納税研究会というのが設置され、いろいろ検討されたんですねけれども、平成十九年十月の報告書の中では、ふるさと納税の趣旨を踏まえれば、寄附を受領した地方団体の地方交付税が減少することのないようになります。

三十一年度では、ふるさと納税制度ができるに至るところでございます。

○井上(一)委員 足立議員がいろいろ議論されましたけれども、やはり、こういうふるさと納税制度を法律で書くと、今まで様子見だつたところも、ふるさと納税、これはやつていくと思うんです。そうすると、地方団体が切磋琢磨できる環境を整えたい、それから競争を前提とした制度ではないと言いつつも、やはり市町村は競争せざるを得ない状況になつてくるのは、これは間違いないと思うんですけども、やはり各市町村は競争せざるを得ない状況になつてくるのは、これは間違いない

ことだと思います。それで、私は、やはりこれはぜひ、ちょっとと中途半端になりますけれども、意見にとどめたいと思います。

○江田委員長 はい。ちょっととやつてください。

○井上(一)委員 はい。じゃ、やるとしますよ。

いや、続きます、激甚災害、これの関係でちょっとと御質問したいと思います。

昨年は、七月の豪雨災害を始め、大変災害の多い年であります、私の地元京都府北部でも大きな被害がありました。

激甚災害として指定がなされると、公共土木事業などにおいて、国庫補助率のかさ上げ措置、それからさまざまなかつた額も恐らく相当大きくなつていくと思います。市町村はやはり競争せざるを得ませんので、強いところはどんどんどんどん増収するし、そういう経営的感覚のない、特に小さい村とかそういうところはやはり減つていかざるを得ないと思うんです。

そういう中で、今のような地方財政計画で、こ

これからこの制度を、法律ができて本格的になつくるとすると、そういう根本的な問題は必ず出でくると思いますので、ぜひそういった、

副作用というと変かもしませんけれども、よく見ていただいて、もしそういう、変調というかおかしいなというところが出てくるのであれば、やはり法律もまた見直すということをぜひしていただきたいと思います。これはちょっとと通告もしておりますので、意見にとどめたいと思います。

どうですかね、一回とめておいた方がいいですか、次の質問。けれども、総理が来られるまではやつておいた方がいいでしょうか。

○江田委員長 はい。ちょっととやつてください。

○井上(一)委員 はい。じゃ、やるとしますよ。

いや、続きます、内閣府といたしましては、被災自治体の財政負担が軽減されるよう、適切な制度の運用を行つてまいりたいと考えております。

○井上(一)委員 今御説明ありましたように、大幅に負担が減るのは、それは今の制度でそういうふうにあります。それで、私は、やはりこれはぜひ、与党の先生方にも御理解いただいて、やはり、こういった大災害が起きたときに市町村で負担が生じるというの、財政上非常に大変な状況になりますので、大災害が起きたときにはもうゼロにするというような形をぜひ進めていきたいな

と思つています。

最後の質問になりますけれども、同じような質問で、この七月豪雨災害で、京都府北部を運行している京都丹後鉄道、これは第三セクターの鉄道会社なんですが、通勤通学に利用されておりまして、極めて公共性が高い鉄道であります。

災害時における補助について、これは鉄道ではなくて道路の場合ですね。道路の場合には、三分の二が国庫補助を受けて、さらに、激甚災害に指定された場合には更に一二割程度補助率がかかる

上げされるということに制度上なつています。

他方で、鉄道の場合には、災害時における補助は、道路の場合は三分の二でしたけれども、これが四分の一にとどまつており、激甚災害となつた場合のかさ上げもありません。ということで、道

る特別の財政援助等を行うものでございます。

これによりまして、例えば公共土木施設の災害復旧事業で申し上げますと、通常よりも高率な国庫補助率が適用されます。それに加えまして、激甚災害に指定されることによりまして、補助率が更に一から二割程度かさ上げされます。さらに、地方公共団体の負担分につきましては、全額を起債し、その元利償還金の九五%が基準財政需要額に算入できる、こういった地方財政措置が講じられることがあります。こういったことで実質的に地方公共団体の負担は大幅に軽減されているところです。

路と違つてそういう特別の制度がないということです。

やはり、第三セクターの鉄道、これは道路と同

じように地域住民にとって欠かすことのできない交通手段でありますので、道路と同様な特例的な扱い、これをぜひしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○江田委員長 国土交通省江口大臣官房技術審議官、答弁は、時間が来ておりますので、簡潔明瞭にお願いいたします。

○江口政府参考人 お答えいたします。

鉄道事業は、営利を目的とする鉄道事業者により営まれるものでありますことから、鉄道施設が災害により被害を受けた場合には、鉄道事業者がみずからの判断のもと、みずからの資金により復旧することを基本としています。

しかしながら、経営が厳しく、鉄道事業者の資力のみで復旧することが著しく困難な場合には、復旧について鉄道事業者と地方公共団体の間において合意がなされることを前提とした鉄道軌道整備法に基づく支援制度があります。

この支援制度につきましては、昨年の通常国会におきまして改正されまして、黒字の鉄道事業者であっても一定の要件を満たせば補助する事が可能となりますとともに、大臣が必要と認められる場合には、補助率を四分の一から三分の一に引き上げることが可能となりました。また、こうした国庫補助に加えまして、地方財政措置による支援制度もあると承知しております。

さらに、昨年の平成三十年七月豪雨の際には、鉄道事業者と国土交通省関係部局から成る連絡調整会議を設置しまして、道路や河川などの関連事業と連携、調整することにより円滑な鉄道の復旧を進める仕組みを構築したところでございます。

国土交通省としましては、被災した鉄道が早期に復旧されるよう、鉄道軌道整備法による支援などとともに、他事業との連携も含め、必要な支援を行つてまいります。

○井上(一)委員 これからも要望を続けていきま

すので、よろしくお願ひいたします。

では、残余の質問は午後にさせていただきます。

○江田委員長 これより内閣総理大臣に対する質疑を行います。

○高井委員 岡山から参りました高井崇志でございます。

私は、今この総務委員会でも連日問題となつてます統計の問題、特に毎月勤労統計のサンプル入れかえの件、御質問いたします。

きのう提出された厚労省のメールによれば、二〇一五年の九月八日に、厚労省は検討会の座長に對して、姉崎統計部長は部分入れかえ方式には否定的だという趣旨のメールを送っています。そして、現に、九月十四日の午後二時までは、報告書案には、総入れかえ方式が適当となっています。

ところが、その日の午後十時、八時間後には、部

分入れかえ方式も引き続き検討と修正されて、タイトルも、報告書だったのが中間的整理に変わつていて。

じゃ、この間何があつたのか。

これは、十四日の午前中に中江総理秘書官と姉崎統計部長が面会をしていて、その後に厚労省から、委員以外の関係者と調整している中で、部分入れかえ方式で行うべきとの意見が出ましたと阿部座長にメールをしている。

そして、その翌々日の九月十六日の第六回検討会では、姉崎統計部長が部分入れかえ方式を検討したいと発言をして、阿部座長も欠席し、そして委員も三名しか出席していないような中で、中間報告書は、引き続き検討。

そして、その後検討会は開かれないまま、二ヵ月後の十二月十一日の統計委員会では、厚労省の担当者から、部分入れかえ方式が適当、そういう意見が出ています。

これは、四ヶ月にわたつて議論した経過が、報告書提出の前々日に差しかわつていています。

○高井委員 これからも要望を続けていきま

まで変わつていて。そして、九月八日までは、姉崎統計部長は部分入れかえ方式には否定的だったんです。それが、急転直下、十四日に方針が百八十度変更になるのは、これはやはり十四日の午前に中江秘書官と姉崎部長が会つたからだという

のは、誰が見ても明らかではないでしょうか。

こうした状況を見れば、考えられるのは三つです。一つは、総理が中江秘書官に指示をしたのか。二つ目は、中江秘書官が総理の意向をそなえたのか。三つ目は、厚労省が中江秘書官の意向をそなえたのか。これは、もう從来のよう

に、統計的な、専門的な議論の結果という答弁であり得ないということは、誰が見ても明らかで

す。ただ、私は、きのうの予算委員会で枝野代表が申し上げましたけれども、総理が指示したとは思いません。だとすれば、これは中江秘書官が厚労省がそんたくしたとしか考えられないんですけども、これは総理の見解をぜひ伺いたいんです。

ただ、総理、今までのよう、サンプルの入れかえをしないと三年間段差ができるとか、中身の話を私は聞きたいんじゃないんです。中身がいいか悪いかじやなくて、きのう小川委員が質問したように、プロセスがどうかということですか、今私が申し上げた経緯からすれば、やはりそなたくがあつたと言わざるを得ないんですけれども、総理、見解を教えてください。

○安倍内閣総理大臣 毎月勤労統計における最終的な調査方法の見直しについては、統計委員会を始めとする専門家の検討を経て、統計的な精度向上の観点から行われたものであると承知をしております。

私は、私の秘書官の意向をそんたくしたものではないことは、これまでの予算委員会等での厚生労働省の答弁などでもこれは明らかなんだろう、こ

れども、今の経緯を丁寧に見たら、厚生労働省が幾らそう言つてはいたつて、それは後づけでそう言つたとしか思えないんですよ。

本当に、私がよう質問したいのは、中江秘書官じゃなくて、私は、官邸の意向とかいうよりも、厚労省がやはりといったことをおもんぱかつてしまふ、そういう体質を問題にしたいと

思つてゐるんです。厚労省が悪いとか、そういうことでこの問題を片づけてはいけない。

それは、昨年の森友学園にしろ、加計学園の問題にしろ、裁量労働制のデータ捏造にしろ、いずれも、これは官邸からの明確な指示ということではなかつたかもしませんが、やはり総理や官邸の意向をおもんぱかつた、財務省であり、内閣府であり、厚労省のそんたくが原因だと、私はそう考へます。

私は、総理のせいだとだけ言うつもりはありません。これは、ある意味、総理も勝手にそんたくされているんだということかもしれません。しかし、こういったそんたくということが起こることを、この原因を究明しない限り、こうした問題はこれからも起こるんです。その原因のところをしつかり、私は総理がその原因を考えるべきだと考へますが、こういったそんたくが続く原因を総理はどのようにお考えですか。

○安倍内閣総理大臣 これは、厚労省がそんたくをしていたかもしれないという御質問なんだと思ふんですが、まず、いわゆる不正な調査が十五年間になつて行われていた統計問題とは全く関係のない事柄でございます。サンプリングの入れかえを、全部入れかえるのか、一年ごとに半数入れかえるのかということであつて、精度の向上ということにおいては、これは阿部座長もそのように述べておられるわけでございます。

先ほど、中身はというお話なんですが、やはり中身ということなのかなと私は思つてゐるところでござります。安倍政権をそんたくしたとおっしゃつたんですが、予算委員会でも申し上げたんですが、ここで、二〇一五年では、一年ごとに入

れかえるといふことが安倍政権の経済政策をよく示すのかと言われば、三年間ずっと入れかえなければ、むしろ段差が大きくなつて大きく見せてしまふわけでありまして、それで三年後に全数入かれかえしますから、これが落ちる。これは、後、三年間さかのぼつていくといふことであつたわけでございまして、普通に考へれば毎月毎月出でいるんですが、これは三年後にならないと実は上がらないよといふ統計で果たしていいのかといふ、いわばユーザーのニーズが、随分そういう声があつたといふのは事実なんだうな。普通、思つていても、これはどうなのと私は当然思うのではないか、こう思う次第でござります。

いづれにせよ、一五年入れかえても、実際に入れかえるのは、決めて、入れかえるのは一八年から入れかえるということになつていくわけでござりますから、実際、じゃ、これはどうなのか、入れかえた結果どうなのがほつきりとわかつてくるのは一九年。一五年、当時はまだ私の総裁選の任期つて二期ですから、一八年にこれは終わるわけでありまして、一九年の人のことを考へて、それは私のことをそんたくしたということにはならないではないかな。そもそも、それは全然、論理としてどうなのかといふことでございまして、先ほど申し上げたとおりでございます。

○高井委員 ただ、その中身を総理は必ずおっしゃいますけれども、今のプロセスを見たら、明らかにやはり異常なわけですよ。姉崎統計部長、ずっとこれまで専門家が四ヶ月にわたつて議論をしてきて、そして姉崎部長も、九月の八日の時点では座長に對して総入れかえ方式でいきたいと言つていたものが、しかも十四日の朝までその報告書だつたものが、中江秘書官に会つて突然変わると、いうのは、私も役所で働いていましたけれども、そんな急な変更といふのは、これはやはり異常なことですよ。

総理、そうやつて逃げますけれども、私は、だから、総理が指示したと言つていなんですよ。総理が指示していないけれども、役所がそういう

ふうな空気になつてゐるといふことをもうちょっと自覚をされて、そこを考へていかないと、同じことがまた起りますよ。

私は、この原因は何かと。これは、小川委員も予算委員会で取り上げていますけれども、やはり人事だと思います。しかも、いろんな人事があり

人事だと想ひます。しかし、このまま人事がありませんけれども、決定的だったのは二〇一三年の内閣法制局長官人事ではないでしょうか。

これまで、法の番人と言われて、代々内部から、もう一九五二年から、第一部長から法制次長をやつた方が法制局長官という、やはり独立性や中立性というのが非常に大事にされたこの内閣法

制局の長官人事を、総理は、集団的自衛権の解釈を変えたいということで、突然外務省のOBの方を起用された。これは本当に震が闇は震撼したと

思います。

こういつた人事が、宮内庁長官の人事もそうであります。私はこれを菅長官に内閣委員会では何度も質問しました。もう適材適所としか答えられないんですけれども、しかし、そこで片づけてしまつて

いることがこの問題を大きくしているということだと思います。

これは、こういつた人事の問題がこうしたそんな

たくを生んでいると私は確信していますし、多く

の国民はそう思つていると思いますが、総理はどう

いうお考えですか。

○安倍内閣総理大臣 幹部人事の一元管理制度は、縦割り行政の弊害を排除して、内閣の重要な政策に応じた戦略的な人事配置を実現することを目指すため、改めて人事評価に基づく適格性審査と任免協議の二つのプロセスを通じ、複数の視点によ

るチエックが行われ、能力・実績主義に基づく公

正中立な人事配置を行なう仕組みとなつており、強

権的との指摘は、これは当たらない、こう思う次第でござります。

また、経済財政諮問会議は、まあ経済財政諮問会議については触れておられませんから、この人は事だけについて申し上げますと、これはやはり異常な柱である、こう考えております。

政治主導といふことにおいて、我々国會議員といふのは、基本的に任期四年でござりますが、選挙で選ばれるわけでござります。國民の意を受け、そこで公約したことを行つて、大きく

この理念、基本的な政策のもとに政権を運営をしていくわけでございまして、それを実行していく上において配置をどうしていくかということを考

えていくのは、政治主導、ある意味、正しい民主主義国家における政治主導ということにおいては

当然のことだろう、こう思つておりますが、それも、ただ単に、今申し上げましたように、恣意的に行なうではなくて、複数の視点によるチェックが行なわれ、能力・実績主義に基づく公正中立な人事配置を行なう仕組みとなつてゐることでござります。

○高井委員 これは本会議でも取り上げましたけれども、私は、内閣人事局という制度 자체が間違つたとは思ひません。しかし、それをどう運用するかというところで大きく変わつてくるんだ

だということを申し上げたいと思います。

もう一つ、菅官房長官の強権的な政治の象徴が、先般の内閣記者会に対する抗議文だと思います。

○高井委員 これは本会議でも取り上げましたけれども、私は、内閣人事局といふ制度 자체が間違つたとは思ひません。しかし、それをどう運用するかというところで大きく変わつてくるんだ

だということを申し上げたいと思います。

これは、二月十一日の予算委員会で、菅長官は、東京新聞の望月記者の質問に、これは決め打ちだと批判をされました。しかし、決め打ちだった

たら、これは会見で聞く必要はないですね。国民の知る権利を確保するために事実を確認するの記者会見であつて、たとえ不正確な情報であつても、それを聞いたすことによつて事実を確認する。これが否定されたら、権力側が認めた事實しか認めないんだということであれば、これはもう民主主義国家とは言えません。

また、これも私、そんたくじゃないかと思つうですけれども、質問中に報道室長が何度も何度も遮るんですね。一分半の質問に七回も遮る。これ

はもう見つけて本当に見苦しいですよ。一生懸命連する統計作成を担い、統計委員会は統計整備の司令塔機能を果たしてきました。また、統計委員会委員長については、他の職についている方から協力する所存とおっしゃつていてと承知をしております。これまで国会に四回出席をし、意見を述べていただいていると承知をしております。

我が国の統計機構では、各府省が所管行政に連する統計作成を担い、統計委員会は統計整備の司令塔機能を果たしてきました。また、統計委員会委員長については、他の職についている方から

も広く登用することができるよう、非常勤としています。

さらに、統計機構の一体性を確保するために、

す。

これは、官房長官にこの文書、抗議文書を撤回させるという考えは、総理、ありませんか。

○安倍内閣総理大臣 知る権利は当然大切なものですありますし、それは民主主義を機能させていく

重要な柱である、こう考えております。

昨年の統計法改正により統計委員会の機能が強化され、各府省の所管する統計調査について、予算や人材の配分を含め、自律的、機動的に政策提言等を行うことができるようになつたところであります。まずは、こうした機能を十分に活用していくことが重要であります。

また、今回の統計をめぐる問題を受けて、統計委員会に点検検証部会を設置し、第一回会議を先週開催したところであります。各府省が所管する統計について、再発防止に向けて徹底した検証を行うこととしており、そうした結果も踏まえつつ、総合的な対策を講じてまいる所存であります。

○高井委員 時間になりましたので終わりります。ありがとうございました。

○江田委員長 次に、奥野総一郎君。

○奥野(総)委員 国民民主党・無所属クラブ、奥野総一郎でございます。

総理、きょうはよろしくお願ひをいたします。

最初に、ちょっと通告はしていないんですが、県民投票の話を伺いたいと思います。

昨日来話題になつていますが、県民投票の結果が出ました。それを受けて、総理はどう対応されたのか。

前回県民投票が行われたのは一九九六年ですね。このとき、橋本龍太郎首相が、その結果を受けた大田知事とすぐに、二日後に会談した。このときは、米軍基地の整理縮小と日米地位協定の見直しがテーマだったんですが、沖縄の圧倒的な民意を受けてすぐに会談したという事実がございました。

今回、総理、玉城知事との結果を受けて話合いをされるおつもりはおありでしょうか。済みません、通告はしていませんが。

○安倍内閣総理大臣 米軍基地が沖縄県に集中をしているという現状を我々は到底は認することはできません。沖縄の基地負担の軽減にこれからも努力をしていく考えでございます。その中で、今回県民投票の結果を真摯に受けとめまして、今

後も基地負担の軽減に努力を積み重ねていく考えでございます。

同時に、住宅や学校に囲まれた、世界で最も危険と言われる普天間基地の固定化により、危険な状況が置き去りにされたままになることも避けなければならぬわけであります。

日米において普天間基地の全面返還が合意されて二十年以上が経過をしようとするわけでございますが、いまだに実現されていない。もはや先送りすることはできない、この考え方につきましては沖縄県の皆さんも同じだろう、こう思つているところでござります。

いずれにいたしましても、玉城知事から求められれば、お目にかかるてお話をしたい、このように考えております。

○奥野(総)委員 いい答弁でござりました。

やはり、沖縄の民意にしっかりと耳を傾けるといふことが今大事だと思うんですね。このままだと日本が分断されてしましますから、総理、ぜひ、じっくり耳を傾け、胸襟を開いて知事と話し合つていただきたいとお願い申し上げます。

それから、続いて、通告の中身に入つていきました。それが、最初は地方創生についてであります。

地方創生の法案ができたときに、総理はこう答弁しています。国は、東京一極集中の是正など、地方だけでは解決できない構造的な問題に全力で取り組む、まず一極集中を国が解決していくん

で、そして、地方は、地域の実情を踏まえて、雇用創出、少子化対策、移住促進などの施策をしていくんだ、こういう答弁を、当時、地方創生の方の審議のときにされているわけであります。

思い起こせば、東京一極集中を、ストップをかけて、地方で定住をしてもらつて、そこで働いて

もらつて、ゆつたり暮らしていくことで少子化にあつたかと思うんです。

きょうは、資料をお手元にお配りをしています。資料一、二というところでありますが、その中で目標とされたのが、一つは、二〇二〇年まで

五年間の、これは二〇一五年スタートですから、

二〇二〇年までに、基本目標②というところですけれども、東京圏への転入転出を均衡させるといふことですね。これ以上東京圏の人口をふやさないかと。東京圏への流入がとまらない、あるいは地方での雇用が創出されないと、いうことは、当

標。これは先日総理が我が党の階委員に答弁して、非常に難しくなつたという趣旨の答弁をされています。

そして、もう一つが、地方に定住するために、地方に若者の働く場をつくるというのが基本目標の二であります。これは、二〇二〇年までの五年間に三十万人の若い世代の雇用創出だ、こう書いて、現状二十七・一万人となつてているんですね。ここは達成できていると書いてあるんですけど、じゃ、何で東京圏への流入がとまらないのか

ということなんですね。

それで、一枚めくつていただき、資料一といふのをお配りをしていますが、二十歳から三十四歳、地域別雇用者数ということであります。これ

は、総務省統計局の労働力調査、統計ですね、統計はやはり大事なんですよ。

見ると、南関東というのは、注を打つてあります。南関東圏はふえてている。しかし、ほかの地域は、沖縄はふえていますが、ほかの地域は減つているんですね。

これは、二〇一二年というのは、民主党政権最後の年、安倍政権ができる前の年ですけれども、そ

こから比べてどうなつてますか。実は、地方の雇用者数は減つているんですね。これは、まさに

事実であります。その前の六年間は実は二百万人以上減少したことに比べれば、明らかに減少傾向に歟どめがかかつたということは事実だらう

と思っています。

二〇一六年、史上初めて全ての都道府県で有効求人倍率が一倍を超えて、地方に仕事が生まれる中、この年、南関東を除く地方の若者雇用の数は

十年ぶりに前年比プラスに転じたところであります。さらに、足元でも、昨年は六万人増加し、北海道、北陸、九州など多くの地域で増加をし、その伸びは今世紀に入つて最大の伸びとなつております。

東京一極集中、東京圏への転入超過が、地方創生において、これは事実、最大の課題でもあります。さらに、足元でも、昨年は六万人増加し、北海道、北陸、九州など多くの地域で増加をし、その伸びは今世紀に入つて最大の伸びとなつております。

それでも、なぜこの違いが起きるのかということなんですが、これは、実はバーチャルな数字を使つていて、実際、外国人も入つていれば、やめた人も入つてゐるし、いろんな統計的手法、統計という計算を駆使して、バーチャルにこの二十七万人という数字をつくつてゐるようなんですね。だから、大事なのはこの統計実数なんですね。

よ。

こういうのを見ると、地方創生の評価、うまくいっていないんじゃないか、むしろ失敗なんじやないかと。東京圏への流入がとまらない、あるいは

初の狙いどおりいつていいんじゃないかと思ひます。ですが、総理、地方創生についての評価を伺いたい。

○安倍内閣総理大臣 大変重要な御指摘だと思います。

この資料一を見ていただきますと、これは一二〇一年であります。これは、二〇二〇年までの五年までしかさかのぼつてないわけでございまして、確かに、この安倍内閣の六年間で三十万人減少しているのは事実であります。

でも、これは、さかのぼつて、二〇一一年、二〇〇九年がどうだつたかというと、この三年間においては百万人減つていてございまして、これは別に民主党が悪いということを言つて

いるのではなくて、だけの問題ではなくて、若者世代全体の人口が減る中で、今世紀に入つてから一貫して減少傾向が続いてきたものであります。

確かに、安倍内閣の六年間で三十万人程度減少は事実であります。その前の六年間は実は二百万人以上減少したことに比べれば、明らかに減少

傾向に歟どめがかかつたということは事実だらう

と思っています。

二〇一六年、史上初めて全ての都道府県で有効求人倍率が一倍を超えて、地方に仕事が生まれる中、この年、南関東を除く地方の若者雇用の数は

十年ぶりに前年比プラスに転じたところであります。さらに、足元でも、昨年は六万人増加し、北海道、北陸、九州など多くの地域で増加をし、その伸びは今世紀に入つて最大の伸びとなつております。

東京一極集中、東京圏への転入超過が、地方創生において、これは事実、最大の課題でもあります。さらに、足元でも、昨年は六万人増加し、北海道、北陸、九州など多くの地域で増加をし、その伸びは今世紀に入つて最大の伸びとなつております。

それでも、なぜこの違いが起きるのかということなんですが、これは、実はバーチャルな数字を使つていて、実際、外国人も入つていれば、やめた人も入つてゐるし、いろんな統計的手法、統計

という計算を駆使して、バーチャルにこの二十七万人という数字をつくつてゐるようなんですね。だから、大事なのはこの統計実数なんですね。

太くすることが重要であります。

このため、引き続き、地方創生推進交付金などを活用し、魅力あふれる地方大学づくりや地域おこし協力隊の拡充、そして、地方へ移住し、起業、就業をスタートする際に、最大三百万円を支給する新しい制度によって、地方にこそチャンスがあると考える若者たちの背中を後押ししていきたいと考えております。

○奥野(総)委員 いや、私が申し上げているのは、民主党政権時代はどうだったのかということではなくて、それはリーマン・ショックも、いろいろありました、言いわけをする気はありませんが。

ただ、やはり目標は達成できていないわけでありますね。統計の数字をやはり真摯に見て、じゃ、本当に地方創生交付金一千億は有効に機能しているんですか、本当にお金の使い道として丈夫なんですか、もっと違うやり方をそろそろ考えられたらどうですかというのが私のきょう申し上げたいことがあります。

少しそれ。

統計はやはり大事なんですよ。だから、統計をきちんと、信頼を取り戻さなければいけないと思います。だから、総理にもう一度確認なんですが、今の統計の問題について、今、監査委員会でやつていますが、きちんと調査をして、隠蔽がなかつたのかそれから官邸の関与がなかつたのか、統計が信頼を取り戻せるように報告を公表していただきたい。これは予算の審議の前提だと思いますが、早期に客観的な報告を出していただきたいんですけど、どのようにお考えでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 先ほど、私は別に民主党政権を批判したわけではなくて、そういうトレンドであつたと。我々が政権とする前の三年間で百万人減少していましたが、その前の三年間、第一次安倍政権も含めての自民党政権の三年間も百万人以上減少しているんですから。この合わせての六年間で二百万人以上減少している中において、今

回の六年間では約三十万人にとどまっているとい

うのは、相当この流れを食いとめているのではないかということを申し上げておきますが、非常に景気が悪いときには東京への流入はとまります。景気がいいときにはわざ流入が起こってくるというのが基本的な流れで、景気がいいにもかかわらず今流れはとまっているということを申し上げておきます。

それと、当然、統計においては、マクロ政策を進めていく上においても、さまざまな政策を進めることではないとございます。

○江田委員長 次に、本村伸子君。

○本村委員 日本共産党的本村伸子でございます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

総理に、冒頭、二日前の沖縄県民投票で、辺野古の新基地建設反対という沖縄の皆様の明確な民意が示されました。今すぐ埋立工事をやめ、国家権力を総動員した沖縄への嫌がらせをやめることを強く求めたいと思います。

きょうは、セクシユアルハラスメント、性暴力の問題で総理に質問をいたします。

財務省のセクハラ事件では、麻生財務大臣が、はめられたとか、男性的番記者にかえればとか、セクハラ罪はないなどと言い、被害女性を一層傷つけ、被害者が声を上げたら攻撃されるという最悪の事例をつくり出しました。その後も、産みながたの方が問題などと、個人の尊厳を踏みにじる手法ではなくて、やはりもつと分権を進めていくべきじゃないか。道州制とか、それから地方の自主財源、財政自主権とかいうのをもつと、ある戻りますが、地方創生交付金という中央集権的な手法ではなくて、やはりもつと分権を進めないとおもっています。

○奥野(総)委員 最後に一問だけ、さつきの話に

りまして、政府とも連携しつつ取り組んでまいりたい、こう考えております。

そしてまた、憲法改正についての話でございま

すが、確かに現行憲法においては地方自治につい

ての記述が少ないのだろう、これは多くの人が指摘をしているところでございますが、内閣総理大

臣として答弁をしておりますので、この場でお答

えることは差し控えたいと思いますが、こうし

た議論はぜひ憲法審査会の場において御議論いた

だければ、このように思うところでございます。

○奥野(総)委員 以上で終わりたいと思います。

○江田委員長 次に、本村伸子君。

○本村委員 日本共産党的本村伸子でございます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

総理に、冒頭、二日前の沖縄県民投票で、辺野古の新基地建設反対という沖縄の皆様の明確な民意が示されました。今すぐ埋立工事をやめ、国家権力を総動員した沖縄への嫌がらせをやめることを強く求めたいと思います。

きょうは、セクシユアルハラスメント、性暴力の問題で総理に質問をいたします。

財務省のセクハラ事件では、麻生財務大臣が、はめられたとか、男性的番記者にかえればとか、セクハラ罪はないなどと言い、被害女性を一層傷つけ、被害者が声を上げたら攻撃されるという最悪の事例をつくり出しました。その後も、産みながたの方が問題などと、個人の尊厳を踏みにじる手法ではなくて、やはりもつと分権を進めないとおもっています。

○奥野(総)委員 最後に一問だけ、さつきの話に

総理は、自民党的総裁でございます。議員を公認している立場でございます。被害女性に、国民の皆様に謝罪をするべきではないですか。

そして、日本は、ジエンダーギャップ指数が調査対象の百四十九カ国中百十位、ジエンダー平等は国連のSDGs、持続可能な開発目標の五番目の目標でございます。それにもかかわらず、日本は世界の中で大変おくれた状況となつております。

今挙げたような大臣や国会議員の意識、そして長年の自民党政治が日本のジエンダー平等の足を引っ張っている、そういう自覚は総理にはありますか。

○安倍内閣総理大臣 個別の事案についてお答えすることは差し控えますが、女性に対する暴力やセクハラは、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。

その上で、全ての女性が輝く社会づくりに向けておいても、さまざまな政策を進めしていく上においても極めて重要なことだと感じます。十五年間にわたり不適切な調査が続けられてきた、それを見抜けなかつたことについては行政府の長として深く反省をしているところでございます。

まして、しっかりと徹底的に検証し、再発防止に努めていくことで責任を果たしていきたいと考えております。

○奥野(総)委員 最後に一問だけ、さつきの話に戻りますが、地方創生交付金という中央集権的な手法ではなくて、やはりもつと分権を進めていくべきじゃないか。道州制とか、それから地方の自

主財源、財政自主権とかいうのをもつと、ある

手法ではなくて、やはりもつと分権を進めていくべきではないか。

○奥野(総)委員 最後に一問だけ、さつきの話に

戻りますが、地方創生交付金、こういうのは

もうちょっとと言えば、例えば憲法についても、

憲法も含めてそういう議論をしてはいかがかと思いませんが、いかがですか。

○安倍内閣総理大臣 道州制の導入については、現在、引き続き与党において検討がされてきておりました。

を比較できるよう見える化を推進しており、女性

参画を促していく考え方あります。

今後とも、具体的な政策の実行を通じて、女性

活躍社会の実現を目指していく考えであります。

○本村委員 総理のお言葉は、実態が伴つていな

いというふうに思います。女性閣僚はたった一人

ですし、今も参加している議員は、女性は私一人

でございます。

私たち野党は性暴力被害者支援法を出してお

りますけれども、審議をしていただいておりませ

ん。そして、性暴力被害者支援交付金も物すごく

少額でございます。

麻生財務大臣を含め、財務省のセクハラ事件

で、セクハラ問題の日本の実態は全然だめだと。

外国専門家その他から、日本はひどい、ジエン

ダーギヤップ指數が低いのがこれで証明されたと

いう発言を、内閣府男女共同参画、女性に対する

暴力専門調査会の会長が調査会の中で述べてお

ります。深刻なほど日本はおくれている、そういう

自覚を持つていただきたいと思います。

この国会には男女雇用機会均等法の改定の案が

出されるというふうに言われておりますけれど

も、出ている要綱案を見てみても全く不十分な内

容でございます。

安倍政権、日本政府に対して、国連女性差別撤

廃委員会からも、セクハラ禁止規定を入れるよう

求められております。均等法にはセクハラ禁止

規定がなく、何が禁止される行為なのか法規規定が

ないために、被害者が救われておりません。被害

者が心身に甚大なダメージを受け、眠れなくなる

者、働くことができなくなる退職に追い込まれ

るという事例が後を絶たないわけでございます。そ

やって仕事をすることができなくなれば、老後

踏みにじられております。

日本の被害女性の実態と、そして世界の常識を取り込んで、セクハラ禁止規定を入れ、何が禁止

される行為なのかを法規定で明確にして、被害者を一刻も早く救済する制度にするべきです。総理、お答えをいただきたいと思います。

○安倍内閣総理大臣 職場におけるセクシュアルハラスメントは、働く方の尊厳や人格を傷つけ、

職場環境を悪化させるものであり、あつてはならないことと考えております。

政府としては、昨年の厚生労働省の審議会での

議論を踏まえ、今後のハラスメント対策の法整備

の中で、セクハラは許さないものであり、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努める趣旨

を明確化することや、労働者が事業主にセクハラの相談を行ったことを理由と

禁止することなどを通じて、ハラスメントのない職場づくりを目指しております。

○本村委員 相談したことによる不利益取扱いを

禁止は当然のことでございます。でも、それだけではだめなわけでございます。被害者の方々は、セクハラと認めてほしい、謝罪してほしい、二度

とないようにしてほしいというのが被害者の願い

でございます。

被害者の方々が厚生労働省の労働局に訴えて

も、どちらが悪いという判断はできないと言われ

たり、セクハラと判断ができないというふうに言

われております。

資料としても出させていただいておりますけれ

ども、厚生労働省の各都道府県労働局宛ての文書

を見ますと、下線、資料四ですけれども、法及び

指針は、個々のケースが厳密に職場におけるセク

シユアルハラスメントに該当するか否かを問題に

するものではないので、この点に注意することに

いうふうに書かれております。

ですから、セクハラと判断できない、労働局に

訴えてセクハラと判断できないわけでございます。セクハラかどうかわからないままでは、加害

者はまた同じ過ちを繰り返すということにもつな

がり、また被害者が出てしまふということにもつな

がり、また被害者が出てしまふということにもつな

がり、また被害者が出てしまふということにもつな

がり、また被害者が出てしまふということにもつな

がり、また被害者が出てしまふということにもつな

がり、また被害者が出てしまふということにもつな

度ないようにしてほしいという被害者の願いが実現できる、迅速に被害者を救済できる制度に変

るべきだというふうに思います。

○安倍内閣総理大臣 政府としては、昨年の厚生

労働省の審議会での議論を踏まえ、今後のハラス

メント対策の法整備の中で、セクハラは許されな

いものであり、他の労働者に対する言動に注意を

払うよう努める趣旨を明確化することや、労働者

が事業主にセクハラの相談を行ったことを理由と

した不利益取扱いを禁止することなどを通じて、ハラスメントのない社会を職場づくりを目指し

ていく考えでございます。

○本村委員 資料三を見ていただきたいんですけ

れども、世界銀行の一〇一八年レポートでは、O

ECDの高所得の国の中でセクハラの法規制がな

いのは日本だけと名指しをされております。OE

C D高所得のほかの国よりもセクシュアルハラス

メントの被害者の方々の保護が不十分だ、世界に

おくれているという自覚は総理にはないんです

か。

○安倍内閣総理大臣 今回提出を予定している男

女雇用機会均等法の改正案においては、労働者が

事業主にセクハラの相談を行ったことを理由とし

て不利益扱いを受けることを禁止することとして

おりますが、これにより、不利益取扱いがあれば

労働局が事業主に対する必要な指導を行うことと

なりますが、この規定の創設によって、労働者が

ちゅうちゅうすることなく相談ができるようにな

り、被害者救済に一層資するものと考えております。

こうした点について周知徹底を図ることなどに

より、セクハラ行為に対する十分な牽制が働くよ

う、労働局においてしっかりと制度運用を図つて

いくことが重要と考えております。

○江田委員長 本村さん、時間が来ております。

○本村委員 セクハラ被害者が迅速に救済される

度ないようにしてほしいという被害者の願いが実現できる、迅速に被害者を救済できる制度に変

るべきだというふうに思います。

○足立委員 日本維新の会の足立康史でございま

す。

きょうは、総理入りで総務委員会、開かれてお

りますが、本当はこれは地方税法の審議なんですね。まあ、別に、ほかのことをやるなどは言いませんけれども、眞面目に私たちは地方分権政党としてやっていますので、地方税法、重要広範

度といふふうに思いましたが、ちょっと理解しましたが、たいたいところであります。

委員の中では、きょうは、希望の党の井上先生な

んかはしっかりと納税について議論していました。

私も、先ほど総務大臣にあると納税についてやらせていただきましたが、総理に

も、ふるさと納税についてもやります。ただ、先

ほどちょっと統計不正の話がありましたので、若

干時間を頂戴して、統計不正、やりたいと思いま

す。

そもそも、今の国会で、統計不正について的を得た議論がされているとは思えません。

なぜこれは間違っているかというと、皆さん、毎勤統計は厚生労働省だけでやっていると思ってるんですね。

厚生労働省だけでは、予算が必要なんですよ。

毎勤統計という予算が、この規定期間でやっている予算なんですよ。

なぜこれが間違っているか、財務省の予算も

厚生労働省だけでは、予算が必要なんですよ。

総務省の承認もとらないなか、財務省の予算も

厚生労働省だけでは、予算が必要なんですよ。

なぜこれが間違っているか、財務省の予算も

厚生労働省だけでは、予算が必要なんですよ。

なぜこれが間違っているか、財務省の予算も

厚生労働省だけでは、予算が必要なんですよ。

なぜこれが間違っているか、財務省の予算も

厚生労働省だけでは、予算が必要なんですよ。

なぜこれが間違っているか、財務省の予算も

厚生労働省だけでは、予算が必要なんですよ。

なぜこれが間違っているか、財務省の予算も

厚生労働省だけでは、予算が必要なんですよ。

なぜこれが間違っているか、財務省の予算も

厚生労働省だけでは、予算が必要なんですよ。

○江田委員長 次に、足立康史君。

きょうは、総理入りで総務委員会、開かれてお

りますが、本当はこれは地方税法の審議なんですね。まあ、別に、ほかのことをやるなどは言いませんけれども、眞面目に私たちは地方分権政党としてやっていますので、地方税法、重要広範

度といふふうに思いましたが、ちょっと理解しましたが、たいたいところであります。

委員の中では、きょうは、希望の党の井上先生な

んかはしっかりと納税について議論していました。

私も、先ほど総務大臣にあると納税についてやらせていただきましたが、総理に

も、ふるさと納税についてもやります。ただ、先

ほどちょっと統計不正の話がありましたので、若

干時間を頂戴して、統計不正、やりたいと思いま

す。

そもそも、今の国会で、統計不正について的を得た議論がされているとは思えません。

なぜこれは間違っているかというと、皆さん、毎勤統計は厚生労働省だけでやっていると思ってるんですね。

厚生労働省だけでは、予算が必要なんですよ。

毎勤統計という予算が、この規定期間でやっている予算なんですよ。

なぜこれが間違っているか、財務省の予算も

厚生労働省だけでは、予算が必要なんですよ。





ていただきたいと思います。

最重要課題である拉致問題については、肉親の帰国を強く求める拉致被害者御家族の切実な思いを丁寧に説明をいたしました。

前回と同様、今回の米朝首脳会談においても、拉致問題に関する協議を要請をいたしました。これに対し、トランプ大統領から、前回と同様に、今回も協力を約束する旨の力強い発言があつたところでございまして、第二回米朝首脳会談が拉致、核、ミサイル問題の解決につながっていくことを強く期待をしております。そのために、引き続き、日米で緊密に連携をしてまいります。

○井上(一)委員 もし、朝鮮戦争の終結、こういうようなことになると、これまでの東アジアの戦略環境が激変するということになると思います。それだけに、私は、日米安保体制を堅持する意義、これが一層重要なになってきているんだろうと思つております、在日米軍が今後とも国民の理解を得て安定的に維持していくためには、特に沖縄において、やはり自衛隊も含めて、自衛隊、米軍、その整理統合、それから地位協定の抜本的な見直し、これをやることが多くの国民の理解を得る道だというふうに私は思つております。この点は指摘にとどめさせていただきます。

次に、特別地方法人事業税と特別法人事業譲与税に関しまして、これは総務委員会でも質問させていただいたんですけれども、今回、偏在は正措置が行われまして、東京都、大阪府、愛知県が減収となつて、それ以外の道府県で増加することになつております。大体四千億円以上の偏在は正措置の効果が出てくるというふうに見ておりますけれども、私自身は、これは道府県のみならず、厳しい財政状況にある市町村にもこの効果が及ぶべきだというふうに考えております。

にも、道府県のみならず市町村に対してもこういった是正措置の効果が及ぶような仕組みがどちらかと承知しておりますので、この点について、ぜひ政府を挙げて検討していただきたいと考えて

おりますが、総理のお考えを聞かせていただきま

す。

○安倍内閣総理大臣 平成二十一年度の地方法人課税の偏在は正措置では、この措置で生じる財源を

地方のために活用するため、地方財政計画に四千億円の地方再生対策費を計上し、財政状況の厳し

い地域に重点的に交付をしております。

今般の偏在は正措置で生じる財源についても、偏在は正の効果を実感できるよう、必要な歳出を

平成三十一年度与党税制改正大綱では、「地方が

偏在は正措置で生じる財源についても、偏在

は正措置による税収の影響が生じる平成三十一年度に向けて、大綱に沿つて、地方団体の意見も伺

いながら検討を進めてまいります。

○井上(一)委員 ゼひしっかりと検討していただきたいと思います。

最後になりますが、消防団員の方への報酬につ

いてといふことで、これは資料も配らせていただ

いておりますが、消防団員の方々の報酬が、一

応、基準額としては、地方交付税の算入額で年三

万六千五百円、それから出勤手当は一回当たり七

千円となつておるんですけど、地方自治体によつ

て、これは条例で定めることになつておりますの

で、随分大きく差が出ております。

これは都道府県の平均といふことですので市町

中の方の山梨県では一万二千円、それから埼玉県では六万一千二百円といふことで、随分差が、ぱらつきがあります。

いて総理のお考えをお聞かせいただきたいと思

ます。

○安倍内閣総理大臣 消防団員は、国民の生命財産を守るという責務を果たすため、一たび災害が

発生すれば、先陣を切つて災害現場に駆けつけ、

我が身の危険を顧みず命がけで消火や人命救助に

当たつておられます。国民は、地域防災力の中核として献身的に活動する彼ら、彼女らに大きな信頼と期待を寄せており、私も敬意を表していると

ころでございます。

私の地元でも消防団員の皆さんは本当に頑張つ

ておられますし、非常に過疎化が進むところにお

いては、若い消防団員の皆さん、消防団員であ

り、PTAの会長であり、自治会の役員も務めて

いただいているという方が大変多いわけござい

ますが、その中で、やはり地域を守りたいとい

う強い熱意を感じてゐるところでございます。

このようない消防団員の活動環境を整備するた

め、消防団員の待遇の改善を図ることが必要と考

えております。

○江田委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

す。 質疑を続行いたします。長尾秀樹君。

○長尾(秀)委員 立憲民主党・無所属フォーラムの長尾秀樹でございます。

どうぞよろしくお願ひします。

ときょうは、NHKさんに来ていただいております。木田事務理事、長らくお待たせいたしました。ありがとうございます。

と、ということで、まず、NHKの問題についてお聞きをしたいと思います。

二月十七日に毎日新聞、二月二十三日に朝日新聞の報道がございました。NHKの制作局で組織再編が検討されているということあります。週刊誌の報道もございました。

まず、六月にそういう組織改正、計画をしておられるというのは事実かどうか、事実であればその内容についてお聞きをしたいと思います。

○木田参考人 お答えいたします。

制作局は、二つのセンターと八つの部を廃止し

て、ジャンルに基づいてグループ構成にする組織改正を実施いたします。これは、限られた経営資源で最高水準の放送サービスを継続的に実施して

いくため、創造性と効率性をより發揮し、視聴者の求める新しい放送サービスを戦略的に開発し、

人を育て、一人一人が多様な能力を發揮できる組織としていくためであります。

具体的に業務体制をどう再編するかは、今後ま

た検討していく予定です。組織改正は本年六月に実施する予定であります。

○長尾(秀)委員 具体的な中身は今後これから

いうことですが、今、制作局で八つある部が再編をされるということあります。新聞報道では、

六つのユニットですかになるという案になつています。

今、専務理事がおつしやったような位置づけで検討していると、二月十八日付ですか、NHKのホームページにも「組織改正の検討について」ということでアップがされております。

そういう位置づけで、より流動的な、人事の配置も含めて部の再編を行うということについては、一般的にそういうこともあります。ただ、うふうに思いますが、新聞報道では、ほとんどの部が合併や横滑りでほぼ存続する中、唯一、文化・福祉番組部ですかが分割される可能性があるといふふうに言われておりますが、この点、いかがでしょうか。

○木田参考人 再編の具体的なところはまだ検討中ではありますけれども、いずれにしても、文化番組や福祉番組を制作する体制は確保していくううに考えております。

○長尾(秀)委員 制作体制は確保していく、当然そうあってほしいと思うわけですから、これから検討といいながら、もうかなり成案に近い状況じゃないかと思うんですけれども、文化・福祉番組だけではなく、今の名前でいいますと音楽・伝統芸能番組部についても同じことが言える

のかもわかりませんけれども、これまでそういう部として蓄積してきたノウハウといいますか、これまでの番組づくりということが継続されるのかどうかということが問題だと思います。

その点、どう考えておられますでしょうか。

○木田参考人 各番組ジャンルで培った専門性はしっかりと保持していき、さらにまた充実させていきたいと思います。

同時に、専門性の異なる集団が、交流が盛んになることによって、幅広いスキルを持つ人材育成も図れると思いますし、公共放送が目指す多様で質の高いコンテンツやサービスをお届けできるものというふうに考えております。

○長尾(秀)委員 そういう一般的な位置づけについては否定をするものではもちろんないわけですが、それでも、例えば文化・福祉番組部でいえば、これまで「E-TV特集」とか「ハートネットTV」、「るうを生きる 難聴を生きる」、そういう視聴率はそんなに高くなかったりませんでした。

○木田参考人 大事などいうか重要な番組を制作してこられたということで、その体制は引き続き維持

置も含めて部の再編を行うということについては、一般的にそういうこともあります。ただ、うふうに思いますが、新聞報道では、ほとんどの部が合併や横滑りでほぼ存続する中、唯一、文化・

福祉番組部ですかが分割される可能性があるといふふうに言われておりますが、この点、いかがで

しょうか。

○木田参考人 再編の具体的なところはまだ検討

中ではありますけれども、いずれにしても、文化

番組や福祉番組を制作する体制は確保していくううに考えております。

○長尾(秀)委員 制作体制は確保していく、当然

そうあってほしいと思うわけですから、これ

から検討といいながら、もうかなり成案に近い状況じゃないかと思うんですけれども、文化・福祉

番組だけではなく、今の名前でいいますと音

楽・伝統芸能番組部についても同じことが言える

のかもわかりませんけれども、これまでそういう

部として蓄積してきたノウハウといいますか、こ

れまでの番組づくりということが継続されるのか

どうかということが問題だと思います。

その点、どう考えておられますでしょうか。

○木田参考人 各番組ジャンルで培った専門性は

しっかりと保持していき、さらにまた充実させて

いきたいと思います。

同時に、専門性の異なる集団が、交流が盛んに

なることによって、幅広いスキルを持つ人材育成

も図れると思いますし、公共放送が目指す多様で

質の高いコンテンツやサービスをお届けできるも

のというふうに考えております。

○長尾(秀)委員 そういう一般的な位置づけにつ

いては否定をするものではもちろんないわけですが、それでも、例えは文化・福祉番組部でいえば、これまで「E-TV特集」とか「ハートネットTV」、「るうを生きる 難聴を生きる」、そういう

視聴率はそんなに高くなかったりませんでした。

○木田参考人 大事などいうか重要な番組を制作してこられたということで、その体制は引き続き維持

重要なことだと受けとめております。

○木田参考人 今委員がおっしゃったことは大変

重要なことです。

○木田参考人 公共放送にふさわしい充実

したサービスということを視聴者の皆様にお届け

してまいりますというふうに書いてありますけれ

ども、どのようにそれを再編が行われたとして

も維持をしていくというふうに考えておられるの

か、お聞きをします。

○木田参考人 「ETV特集」とか「ハートネット

TV」については、来年度も継続することにし

ております。

○長尾(秀)委員 お答えをします。

○石田国務大臣 お答えします。

放送事業者は、放送法の枠組みの中で、自主自

律によりまして放送番組を編集することとされて

おりまして、具体的にどのような番組を放送する

かについて、総務省としてコメントすることは差

し控えたいと思います。

NHKは、国民・視聴者からの受信料により支

えられており、今後とも、放送法に照らして、公

共の福祉のため、豊かで、かつ、よい番組を放送

するなど、公共放送としての社会的使命を果たし

ていただきたいと考えております。

○長尾(秀)委員 要するに、再編されても当面今

の体制が維持されるということはわかるんです

が、再編によって将来的に番組への影響があるの

に考えております。

○長尾(秀)委員 要するに、再編されても当面今

の中でも、これからもどういう番組がどういう

ふうな役割を持つててくれるか、それをしつ

かりと評価して、更に充実を図りたいというふう

に考えております。

○

規定については、今おっしゃられたように、昨年六月一日、公布日の施行となつてはいるところでございます。

一方、もう一つの柱でありますところの調査票情報の提供対象の拡大等それ以外の改正につきましては、施行に必要な政省令の整備を統計委員会への付議等を経て行う必要があるほか、その周知の期間を含めて一定の期間が必要とされたところでございます。このようなことを踏まえ、先般、この施行日については本年五月一日としたところでございます。

現在、その施行に向けまして、一つは、調査票情報の提供に当たつての手数料等を定める統計法施行令の一部を改正する政令、これは平成三十年十二月二十一日に公布されております。それから、調査票情報の提供できる条件や調査票情報の適正管理義務を具体的に定める統計法施行規則の一部改正省令につきましては、その案につきまして、昨年十月に統計委員会に諮問したというところでございまして、答申をいただき、三十一年二月二十二日に公布されたところでございます。

今後、本年五月一日の施行日に向けまして、統計法改正の施行につきまして、ガイドラインの作成等の準備や、関連学会、都道府県等の関係者に対する周知を行つていく予定でございます。

○長尾(秀)委員 漱みません、ちょっと今よく聞こえませんでしたが、五月一日施行と決めたのはいつですか。

○横田(信)政府参考人 これは、必要な準備期間等を踏まえて、五月一日とさせていただいたところでござります。

具体的には、先ほど申しましたように、統計委員会への付議であるとか、あるいは周知、広報といったようなことで少し間をあけさせていただいたといふことがあります。

○長尾(秀)委員 いや、そうじゃなくて、いつ五月一日施行と決定されたんですか。

それとあわせて、今御説明の中にはなかつたよ

うに思うんですが、その五月一日施行の中に、法律でいりますと、三条の二ですかね、行政機関等の責務等というのも入つていてると思うんですが、それで間違いないですか。

○横田(信)政府参考人 前者につきましては、公布、先ほど申しました平成三十年の十二月二十一日ということです。

○長尾(秀)委員 というところでございます。

○長尾(秀)委員 十二月二十一日公布ということですね。では、多分、それを閣議決定したのが十二月十八日ということだと思います。まあ、偶然覚した前後に公布決定されたという経過になつているわけです。

それで、今お聞きをしました、行政機関等の責務、これは今まで規定がされていなかつたのがおかしいといえばそういうことかもわかりませんけれども、各行政機関等の責務について、より明確に、より責務が重くなつたというふうに理解をいたします。

五月一日施行ということでございますけれども、その責務については、今回改めて規定をされ

ておりますけれども、現状においても変わらないという理解でよろしいですか。

○横田(信)政府参考人 まだ施行されているというわけではございませんけれども、基本的な考え方方は今のそのとおりでございます。これを新たに、今般明記したというふうに御理解いただければと思います。

○長尾(秀)委員 そこで、石田大臣にお聞きをいたします。

そういうことで、行政機関等の責務、責任は重

大であります。とりわけ、総務大臣ということで、すから、重大であるというふうに思います。

前回、二月五日のこの委員会におきましたも、総務大臣の受けとめ、お聞きをいたしましたけれども、改めて、今回、衆議院だけじゃない、議事

録も読ませていただきまして、参議院総務委員会

では、本当に申しあげないことでというふうに

おっしゃつておられる。あるいは、大臣の記者会見でも、申しわけなく思つておりますけれどもどう言葉がついているんですが、この衆議院での

答弁では、単に、遺憾に思うという御答弁しかいなければいけないわけでございます。

もちろん、今回の統計不正問題が重大な問題である、あつてはならないというふうに認識しておられると思ひますけれども、改めて、その責任の重さに鑑みて、もう一度、謝罪するなりなんなり、その受けとめをお聞きをしたいと思います。

○石田国務大臣 従来申し上げておりますように、公的統計は、国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であります。私どももいたしましては、公的統計全体に対する信頼を損ないかねない事案が発生したと認識をしております。

その上で、今般の毎月勤労統計の事案を受けて緊急点検を行つたところでございます。手続き等に問題があつたものがあつたことはまことに遺憾でございます。これらにつきましては、総務省及び各府省において速やかに必要な対応がとられるところでございます。

この一連の動きの中で、統計の利用者を始め、皆さんに御心配あるいは御迷惑をおかけをいたしましたことに、まことに申しわけなく思つておる

次第でございます。

そして、今現在は、毎月勤労統計については厚生労働省の特別監察委員会で、そして、賃金構造基本統計については総務省の行政評価局で調査を行つておるところでございます。さらに、統計委員会におきましては、今回の事案を受けまして、新たに点検検証部会が設置をされたところでござります。こういうところで、それぞれ再発防止等につきまして徹底した検証を行うこととしているところでございます。

我々といたしましては、こうした結果を踏まえつつ、今後の統計全体を考えしていく中で総合的な対策を講じてまいりたいと考えておる次第であります。

ます。

○長尾(秀)委員 それでは、そういう認識に立つてしっかりと願いをしたいと思います。

そこで、前回もお聞きをいたしましたが、今

後、どのような対策というか、全般的に統計につ

いて改革をしていくかということで、石田大臣、

前回、「統計調査の体制を確保する上で必要な予

算、人員の確保、特に統計に関する専門性を有す

る人材を確保、育成することが重要である」とい

うふうに答弁をされております。

予算、人員の確保ということなんですが、いろ

いろな報道で、この間、統計の人員が減つてい

る、国の統計職員が減つているというふうに報道

されています。ちょっと、細かい通告はしてお

りませんが、もしわかれれば、どれぐらい減つてい

るのか、お答え願えればと思います。

○横田(信)政府参考人 失礼いたしました。

統計職員につきましては、かなり大幅に削減さ

れていたところでございます。

これにつきましては、これまで、統計業務の特

殊性、これはすなわちICT化、あるいは外部委

託、それから出先組織の組織再編といったような

ことで合理化が進められてきたというものでござ

ります。

○横田(信)政府参考人 失礼いたしました。

統計職員につきましては、かなり大幅に削減さ

れていたところでございます。

これにつきましては、これまで、統計業務の特

殊性、これはすなわちICT化、あるいは外部委

託、それから出先組織の組織再編といったような

ことで合理化が進められてきたというものでござ

ります。

○横田(信)政府参考人 失礼いたしました。

統計職員につきましては、かなり大幅に削減さ

れていたところでございます。

これにつきましては、これまで、統計業務の特

殊性、これはすなわちICT化、あるいは外部委

託、それから出先組織の組織再編といったような

ことで合理化が進められてきたというものでござ

ります。

○横田(信)政府参考人 失礼いたしました。

統計職員につきましては、かなり大幅に削減さ

れていたところでございます。

これにつきましては、これまで、統計業務の特

殊性、これはすなわちICT化、あるいは外部委

託、それから出先組織の組織再編といったような

ことで合理化が進められてきたというものでござ

ります。

○横田(信)政府参考人 失礼いたしました。

統計職員につきましては、かなり大幅に削減さ

ら予算の関係につきましては、単年度ではなかなかないかなどといふことがありますので、引き続き私どもも努力していきたいというところでござります。

○長尾(秀)委員 いつと比べるかという問題があるかと思います。今御答弁ございましたけれども、多分、一〇〇四年から比べれば三分の一、二〇一〇年と比べても二分の一ぐらいに減っているのではないかというふうに思われます。必要な予算、人員はしっかりと確保されるべきであるというふうに思いますが、特に、専門性を有する人材の確保、これが大事であるというふうに思います。その点、何か今具体的に、今後の対策が、考えておられればお聞きをしたいと思います。

○横田(信)政府参考人 御指摘のとおり、統計に関するは、非常に専門的な知識が必要だということでも、総務省におきまして、政府職員全体を対象とした統計知識や統計的思考力の習得のための研修の充実、これは研修所で行うもの、それからオンライン研修も含めて考えておるところでございまますけれども、まず研修の受講機会の拡大に取り組んでいくということを行っていきたいというふうに思つております。

いずれにいたしましても、この研修につきましても、相当時間をかけながらやっていかないとなかなか専門的な人材の裾野が広がらないということでござりますので、その辺に力を入れてまいりたいと考えております。

○長尾(秀)委員 今、参考人からそういうふうにお伺いをいたしました。

改めて、総務大臣に、統計にかかる予算、人員、そして専門性を有する人材の確保、今後の総合的な対策についてお考えをお聞きします。

○石田国務大臣 先ほど来も申し上げましたけれども、公的統計、これは非常に国民にとって重要なものでございますし、皆さんから信頼をいただくということは、私は非常に、基本的に重要なこ

とだというふうに思つております。

このことが起つて以来、皆さんからさまざまなお御提言もいただいておるわけでございまして、今委員御指摘いたきましたように、人材の確保、育成の問題、あるいはそれについての人員、予算の問題、あるいは調査項目、あるいはICT化、さらには研修等のさまざまな御指摘をいただいておるわけでございます。

我々といたしましては、先ほども申し上げましたけれども、今、毎月勤労統計については厚労省の特別監察委員会で調査をし、そして賃金構造基本統計については総務省の行政評価局で調査を行つておりますし、また、統計委員会でも点検検証部会で行つております、それぞれが検証を十分にしていただいた上で、それらを踏まえて、また皆様方からの御提言を踏まえて、今後の統計全体を考えていく中で総合的な対策というのを講じてまいりたいと思っております。

○長尾(秀)委員 しっかりとお願いしたいと思ひます。

我が党、我が会派としても、今回の問題を受け、統計行政への信頼回復に向けて、提言等もなべく早く取りまとめて提言したいと思っております。引き続きこの委員会でも議論をしていきたく、いふことを申し上げまして、統計の問題は終わらせていただきたいと思います。

○石田国務大臣 けさほども申し上げましたけれども、ふるさと納税の趣旨といいますか、それ自体は、ふるさとやお世話になつた地域への感謝の気持ち、あるいは税の使い道をある程度自分で決めたい、そういう皆さん方の思いということであつて、随分と国民の中に根づいてきたのではないかなどいうふうに思ひます。

次に、四法案についてお伺いをいたします。

これまで、また本日もいろいろ議論ございましたが、ふるさと納税についてお聞きをいたしましたが、ふるさと納税についてお聞きをいたしました。

総務省のホームページを見ますと、ふるさと納税について、これまで、また本日もいろいろ議論ございましたが、ふるさと納税についてお聞きをいたしましたが、ふるさと納税についてお聞きをいたしました。

多くの人が地方のふるさとで生まれ、その自治体から医療や教育等様々な住民サービスを受けて育ち、やがて進学や就職を機に生活の場を都会に移し、そこで納税を行つています。

その結果、都会の自治体は税収を得ますが、自分が生まれ育つた故郷の自治体には税収が入りません。

そこで、「今は都会に住んでいても、自分を育んでくれた「ふるさと」に、自分の意思で、いくらかでも納税できる制度があつても良いのではないか」、そんな問題提起から始まり、数多くの議論や検討を経て生まれたのがふるさと納税制度です。

とされております。そのような説明を石田大臣もしております。

しかし、このことは、今回改正が成立すれば違います、今までの地方税法にはこういうことは全く書かれていないわけであります。したがつて、これは、現行制度においては総務省の誘導であります、本質と違うことを言つているという指摘もあります。

しかしそれは、そういう趣旨についてはいいことだということを前提といたしましても、現状の状態はこの問題意識からかけ離れているというふうに私は思ひますが、大臣の認識はいかがでしょうか。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。

まず、返礼品の三割の根拠といいうお尋ねでございましたして、ふるさと納税の募集に際しまして、過度な返礼品を送付せず、平均的な取組を行つていると考え方であります。返礼品割合がおおむね三割であったことなどを踏まえます。

二十九年四月の総務大臣通知を発出する際に検討いたしまして、ふるさと納税の募集に際しまして、過度な返礼品を送付せず、平均的な取組を行つていると考え方であります。返礼品割合がおおむね三割以下といいう基準を設定したところです。

その後、累次にわたり、返礼品割合を三割以下とするよう、地方団体に対しまして良識のある対応を要請してきた結果、現在、ほとんどの団体で返礼品割合が三割以下となつてゐるところです。

また、それに加えまして、地域を応援したいといふ納税者の思いに応えるためには、寄附金のうち少なくとも半分以上が寄附先の地域の活性化のために活用されるべきと考えております。

また、それに加えまして、地域を応援したいといふ納税者の思いに応えるためには、寄附金のうち少なくとも半分以上が寄附先の地域の活性化のために活用されるべきと考えております。

二割程度であることも踏まえれば、返礼品割合を三割以下といふようにしたところでございます。

それから、返礼品の廃止といふことについて検討したのかといふお尋ねでござります。

現在、返礼品を送つてゐる団体も多くあるわけですが、それほども、返礼品を地場産品とすることによりまして、地域の活性化あるいは地場産業の振興等につながつてゐる面もあるということです、過度な返礼品を送るということは今回是正す

べきということで見直し案を提出させていただいていることがありますけれども、返礼品を廃止するというような判断にはなっていらないところでございます。

○長尾(秀)委員 去年の十一月三十日の朝日新聞朝刊では、ふるさと納税で六割の自治体の財政が悪化したという記事が載つておりました。一部の自治体にあるふるさと納税が集中して、多くの自治体で収支が悪化したということだと思います。

総務省として、ふるさと納税が自治体の財政にどのような影響を与えていたのか、調査、把握をしておられますでしょうか。また、このような記事の指摘についてのお考えをお聞きいたします。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。

総務省では、平成二十七年度以降、地方団体におけるふるさと納税に関する現況を毎年度調査し、公表しているところでございます。

具体的には、全国の全ての地方団体千七百八十団体を対象といたしまして、ふるさと納税の受入額及び受入れ件数、ふるさと納税に係る住民税控除額及び控除適用者数、ふるさと納税を募集する際の使途の選択、ふるさと納税を財源とした具体的な事業、ふるさと納税の受入額の実績や活用状況の公表等、ふるさと納税の募集や受入れ等に伴う経費などについて調査を実施しているところでございます。

それから、新聞記事をもとに御質問でございましたが、過度な返礼品や過度な宣伝広報によりまして不適切な形で寄附金を集めることになりましたが、当該団体に寄附が集中し、これにより他の団体に減収が生じているという実態があるかと認識をしておりまして、今回是正すべきであるということから、今回の制度見直しを御提案させていただきおりまして、この見直しによりまして、こうした状況を改善し、制度の健全な発展に向けて取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○長尾(秀)委員 最初に申し上げましたように、ふるさと納税の当初の理念はともかくとして、現状はそうならない。また、一部、返戻金とい

う形で分配されるということで、高所得層ほど有利な節税の手段にもなっている。自治体の側から見ておられますが、どうぞお聞かせください。

見れば、地方税を奪い合うという形になっているわけです。

地方交付税制度もある中で、都市と地方の格差は正というは一定程度図られているということもあります。そういう観点からすれば、ふるさと納税制度については廃止をするという選択肢もあると考りますが、制度そのものの廃止、あるいは

また返礼品の廃止について、総務大臣のお考えをお聞きいたします。

○石田国務大臣 廃止等についてどうかというお答えでございますけれども、これはけさほども答弁申し上げました。このふるさと納税制度、十年たつた中で、いろいろな御意見がございます。それこそ廃止をすべきだという御意見もあれば、もつと拡大すべきだという御意見もあるわけでござります。

何度も申し上げておりますけれども、ふるさと納税制度自体の趣旨は、やはりお世話になつたふるさと、あるいはお世話になった自治体に感謝の気持ちをあらわしたい、あるいは、自分の意思で、例えば被災地への支援、そういうのをふるさと納税という形で行いたい、いろいろなそういう皆さんのが気持ちを、うまく対応できるようになります。

そこで、被災地への支援、そういうのをふるさと納税という形で行いたい、いろいろなそういうふうに思つたわけです。

去年もこの点は質疑をいたしました。改めて、森林環境の保全ということで、大変重要な目的が

あります。そこで、あるいはお世話になつたふるさと、あるいはお世話になった自治体に感謝の気持ちをあらわしたい、あるいは、自分の意思で、例えれば被災地への支援、そういうのをふるさと納税という形で行いたい、いろいろなそういうふうに思つたわけです。

当初は、今御批判されるような、返礼品についての大きがかりなものは私はなかつたと思っておりましたけれども、せつかく寄附をいただいた、それ

ますけれども、せつかく寄附をいただいた、それ

に對して、地域の何がしかの産物をお送りしたいとかと認識をしておりまして、今回是正すべきであります。

そういう本的に前向きな気持ちから行われてきた。それがだんだんだんだんと、少しルール

を逸脱するといいますか、批判の対象になつてしまつたということも事実でございます。

そういう中で、今回見直しを我々としてはお願ひをしておるわけですが、同時に、適正なルールの中でも、地域資源を活用して地域の経済の活性化につながっている、そういう事例もあります。

なお、千円の根拠ということでございますけれども、林野庁から、六百億円程度が森林整備やその促進に要する費用として必要だというような試算が示されましたのに加えまして、納稅義務者数、均等割の枠組みを活用いたしますと六千万人強ということで見込んでおりますので、これらの必要な財源や国民の負担感などを総合的に勘案し、年額千円としたところでございます。

○長尾(秀)委員 住民税均等割ですので、国税が上乗せというのは若干そぐわない、国税の基本原則は応能性ではないかということだけは指摘をしておきます。

次に、譲与基準、お伺いをいたします。

私有林人工林面積が五割、林業就業者二割、人口割合となつております。

この人口割合が三割という結果、どういう自治体にこの譲与税が一番多く収入として入るというふうに試算をしているのか、お聞きをいたします。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。

森林環境税及び森林環境譲与税は、パリ協定の枠組みのもとにおける我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する觀点から創設するものでございます。

検討会を設置したわけでございますけれども、その検討会で、森林整備等による効果が國民に広く及ぶものであることを踏まえて、必要な負担を

になりますけれども、機械的に試算をいたしますと、上位三つの団体は、例えば、横浜市が一億四千二百万円、浜松市が一億二千百万円、大阪市が一億一千百万円というような形になるわけでござります。

○長尾(秀)委員 もちろん、森林がなくとも、木材需要をふやす、あるいは啟發という意味で、都

市部でもこの使途はあるというふうには思いますけれども、余りに偏つておるんではないか、ずつと三割でいいのかどうか、検討の余地があると思います。実際に森林関係事業を行う自治体にできるだけ譲与されるべきではないか、今後、分析、

調整が必要ではないかというふうに思つております。

すが、時間がありませんので、これは指摘にとどめます。

総務大臣にお聞きをしたいと思います。

讓与税の使途についてですけれども、森林環境保全や林業関係の業務に従事する職員の人事費に充てることは可能なのかどうか。森林管理については自治体みずから行う、讓与税と別に地方財政計画の給与関係経費などで人件費を担保する必要があるのではないかと思いますが、見解をお聞きします。

○石田国務大臣 森林經營管理制度の開始に伴いまして、経済的に成り立たない森林につきましては、市町村みずからが經營管理を行うなど、地方団体が森林の整備等に取り組むことが必要となります。

これらの取組に必要な人件費につきましては、森林環境譲与税を充てることが法律上可能ではありませんが、既存の人件費の单なる振替等については、森林環境税を御負担いただく国民の御理解を得にくいのではないかと考えております。

このため、平成三十一年度の地方財政計画においては、既存の林業関係の業務に従事する職員を含めて地方団体の人件費を計上しつつ、新たに森林環境譲与税を財源として実施する森林の整備等の所要額について、二百億円を重点課題対応分として計上しているところでございます。

今後、地方団体におきまして、着実に森林の整備等が実施できるよう、関係省庁と連携し、引き続き適切な地方財政計画の計上に努めてまいりたいと思っております。

○長尾(秀)委員 次に、地方財政策闘運について

てもお聞きをしたかったんですが、だんだん時間がなくなつてしまりました。

一九年度で五年経過します。戦略的見直しとい

ことになるかと思ひますが、今確保されているこ

の一兆円の財源については、総務省としては引き

続き確保されるよう努力をお願いをしたいと思

ります。これは要望にとどめさせていただきます。

最後に一点お聞きをいたします。

二〇二〇年度からは会計年度任用職員制度が開

始をされます。各自治体からは、処遇改善のための財源確保が必要と言わされております。地財計画

で必要な財源を確保する必要があると考えます

が、大臣の考え方をお聞きいたします。

○石田国務大臣 臨時、非常勤職員の給与につきましては、今般の改正法によりまして、非常勤職員である会計年度任用職員に対しまして期末手当を支給できることとしたところであります。

会計年度任用職員制度に係る必要な財政措置につきましては、今後、移行準備状況の調査を行

うございました。

○江田委員長 次に、奥野總一郎君。

○奥野(總)委員 最初に、ちょっと通告をしておりませんが、きょうこの開会がおくれた原因とな

りました、予算委員会でも大臣に御答弁をいただ

いていますが、西村委員長のペーパーの事件とい

うのがあります。

大臣からは、冒頭おわびの、予算委員会でも、

またこの委員会でもおわびの言葉がありましたけ

れども、ちょっとひつかかるのが、二枚目、二月

二十三日、西村委員長の名前のクレジットの入っ

たたべーぱー、これが西村委員長の言葉というこ

のようなんですが、ここもやはり、一枚目は、最

初に出た詠み人知らずのペーパーは、統計委員長

は非常勤の時間給のアルバイト公務員でしかな

く、私は本務として、学者としての教育研究、そ

してその他企業関連の取締役や顧問の仕事を幾

つかれていました。こっちの方が大事なんだとい

うことが書いてあって、本音と言われば本音が

書いてあるのかなと思うんですが、ただ、本人は

も抱えていました。こっちの方が大事なんだとい

うことが書いてあります。

この中でも書かれておりますように、研究教育

等の本務があることを認識していただきたい、そ

の上で、それに支障のない限りにおいて国会に協

力する所存ですというコメントをいただいておる

わけでござります。

ただ、統計委員長つて、これは、すごい今重要

な職責なんですよね。基幹統計や一般統計を始

め、全ての統計をこれからチェックしていくこうと

いう場ですし、日本の統計のかなめですから、い

や、本当にこういうことを言つたかどうかはとも

かく、こちらの西村委員長の発言、本人が認めて

いるペーパーにも、研究教育等の本務があること

を認識していただきたい、こう書いてあるんです

が、やはり統計委員長も本務だと思ってもらわな

きや困るんですよね。

そこはどうなんですかね。やはり統計委員長は

本務と思って私はしっかりといくべきだと思います

が、大臣としてはどうお考えですか。(石

田国務大臣「もう一遍言つて、統計委員長」と呼

ぶ)

統計委員長が、この参考二つで西村さんの名前

の入ったペーパーの中で、研究教育等の本務があ

ることを認識していただきたいと思います。こ

れは国会との関係をおつしやつているんですが、

国会になぜ呼ばれているかというと、統計委員長

だから呼ばれているわけですね。だから、統計

委員長もやはりしっかりと本務として認識してい

だがないと困るんじゃないですかと私は思います

が、大臣はいかがお考えですか。

委員長もやはりしっかりと本務として認識してい

だがないと困るんじゃないですかと私は思います

が、大臣はいかがお考えですか。

大臣はいかがお考えですか。

○奥野(總)委員 確かに、二枚目のペーパーは、

国会に協力していただける旨は書いてあるんです

が、しかし、相変わらず、本務に支障のない限り

において、こう書いてあって、その本務つて何で

すかというと、このペーパーに書いてあること

は、おおむねやはりそういういろいろな役を持つ

卷之三

三

でありますから、企業関連の取締役や顧問の仕事  
というのが本務だ、こう言われているわけですよ  
ね。だから、そういう認識はやはり改めていただ  
かないといかぬなど私は思います。これ以上言ひ  
てもあれですから、大臣、ぜひお願ひしたいと思  
います。

それから、最初 森林環境税、この時間は税額の話をしたいと思いますが、森林環境税についてですけれども、森林というのは、当然、温暖化防止には非常に重要なんですね。間伐をしていかないと、間引いていかないと、なかなか木が大きくなりたくない、 $\text{CO}_2$ を吸収してくれないということでありまして、間伐を一定程度、間引きを一定程度しないといけないと、いうことになっています。これは非常に二〇二〇年以降の温室効果ガス削減のために必要なんですが、現在の間伐の達成状況はどうなっているでしょうか。

○織田政府参考人 お答えいたします。

農林水産省といたしましては、これまで森林整備事業等の予算措置によりまして森林整備の推進を図つてきましたところでございますけれども、厳しい財政状況の中での、近年、十分な森林整備量を確保できていないという状況でございます。

一方、森林現場には、所有者の経営意欲の低下などの課題がございまして、所有者の自発的な事業への支援を基本とする従来の国の予算事業のみでは必要な森林整備を進めることができ難な状況になつてきているということですぞいます。

このような状況を背景に森林經營管理法を制定していただき、これを踏まえまして、新たに市

町村が担うこととなる森林の公的な管理を始めとする森林整備等の財源として、森林環境税・譲与税が創設されることとなつたといふところでございまして、農林水産省といたしましては、引き続き国の森林整備予算等の確保に努めつつ、森林環境税と市町村に活用いただき、必要な森林整備事業を実現する所存であります。

また、近隣市町村との事務の共同実施ですと

○奥野(総)委員 これは、目標があるらしくて、年平均五十二万ヘクタール間伐をするということなんですが、なかなかそのとおりっていらないみたいなんですね。平均ですから、おくれた分は後で取り返さなきやいけないんですけども、これを解消していくということで、大きな目標がありますので、この森林環境税等を使って、あるいはもっと予算措置をして、ぜひ解消していただきたいと思います。

助言に努めているところでございまして、引き続き、都道府県との連携も図りつつ、市町村の体制整備をしっかりと支援してまいりたいと思います。

また、いろんな、予算の関係も含めまして、今まで森林整備事業あるいは所有者境界確認を行う事業、こういったことを行つてござりますので、農林水産省といたしましては、こういう国の予算事業もしつかり確保しながら、森林環境税など双方の取組を推進することによつて森林整備等をしつかり進めさせていけるよう努めてまいりたいとうふうに考えてござります。

○**奥野(総)委員** せひ、これは地球の温暖化防止にもつながるわけですから、しっかりとやっていただきたいんですけど。

度からといいますと、借入れをして先に譲与を始めるということなんですが、その分、借入れのコストもかかりますし、最初の五年間は譲与の額が少ないわけですよね。

なぜこうすることになつているのか。どうせ徹

六百億円ぐらいですか、最初から徴収をして、年予算を取るんだつたら、最初から徴収をして、年予算に譲与、配分した方がいいんじゃないかと思いますが、こうした対策のために急ぐべきだと思うんですが、なぜでしようか。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。

れども、森林整備が喫緊の課題であることや、昨年成立いたしました森林經營管理法に基づく新たな森林經營管理制度が四月から施行されることも踏まえまして、森林環境譲与税は平成三十一年度から地方団体に対して譲与することとしているところでございます。

ですが、この素案をもつて説明したのか。

源となる森林環境税は国民に広く均等に御負担いただくこととしておりまして、その負担感につきましては十分配慮する必要があると考えております。

<p>これは、きのう、紙で通告していますから、お調べいただいていると思うので、お答えいただきたいたいと思います。</p> <p>○土田政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>当時の担当補佐に確認いたしましたところ、担任課長が、当時、官邸参事官を始めとする官邸関係者に、毎月勤労統計調査の月次の公表予定資料を事務的に送っているということございました。その際に、検討会の議論の概要を簡単に報告したかもしれないということございましたが、詳細については承知していないということでございました。</p> <p>その上で、当時の担当課長に確認いたしましたところ、当時、やはり毎月勤労統計調査の月次の公表予定資料を官邸関係者に事務的に送付するとともに、補足説明のため電話でやりとりするということがあつたということです。</p> <p>この当時の記憶については定かではないということではございませんけれども、ひょっとすると、サンプル入れかえの際にギャップが発生し、それに対応して遡及改定することが問題になつていて、検討を行つていますというようなことを一部の官邸関係者に話したかもしれないということです。</p> <p>○奥野(総)委員 早口だつたのであれすけれども、遡及改定について問題になつていて、それについて検討状況を報告したということですね。</p> <p>資料は、簡単な説明だつたということで、資料は特に使つていないということによろしいんでしょうか。要するに、この素案を使って、この時点の素案を使って説明しているかどうかということなんですが。</p> <p>○土田政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>当時の担当課長は、記憶が定かではございませんけれども、当時、電話で補足的な説明を行つたことではなくて、口頭で、電話で、そういった、現在検討しているということを話したか</p>
<p>もしないことだと思います。</p> <p>○奥野(総)委員 その補足的な説明というのがよくわからなくて、補足的な説明をするからには本体があつて、本体を補足して説明するということなので、本体があつたんじゃないですかというのが疑問点、問い合わせの一つ。</p> <p>それから、ちょっとと時間がなくなつてるので、本体があつたんじゃないのかといふことで、見え消しが入っていますよね。これは資料の次の質問もあわせて聞きますが、この素案について、見え消しが入っていますね。これは資料の四となつてますが、「素案」が見え消しになつていて、十ページに「まとめ」というのが載つてあるんですが、この見え消しを指示をしたのは誰ですか。まず、これは誰が書いていて、恐らく手書きなんですが、書いていて、じゃ、誰がこの修正をこの時点で指示をしてますか。姉崎さんといふことになるんでしょうけれども、どうですか。</p> <p>○土田政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>まず、先ほどの点でござりますけれども、当時、毎月毎勤の公表資料が出ますので、それを事務的に送つておりますので、それに電話で内容等につきまして簡単に説明するということを常日ごろやつていたといふことがありますが、その電話の際に、ひょっとしたら、検討していくと、そういうようなことを話したかもしれないといふことです。</p> <p>その後の質問でござりますけれども、当時、担当者が確認しましたところ、この検討会の報告書案等の執筆者と、その担当課長が骨子的なものについて、確認しましたと、當時の担当課長が骨子的なることをつくりまして、それにつきまして補佐が細かな肉づけをする、當時、係長以下が図表等を作成するというようなことをそれぞれ主に担当していたというように聞いております。</p> <p>また、この阿部座長に送付したメールに添付されている報告書案につきましては、これは担当補佐が修正したものでありまして、特に上司からの指示を受けて、そういう修正作業をしたものではないということございました。</p>
<p>○奥野(総)委員 ただ、これは外に出すという話をしていますね。阿部座長に、各委員にこれで投げますよという確認をしているわけですよ、この見え消しについて。当然、それを独断で課長補佐がやるとは思えないでの、普通は上司にちゃんと確認をすると。姉崎さん、これは会議にも出ていたわけですから、当然了解をとつていると思うのですが、これは了解はしているんですね、当然。</p> <p>○土田政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>この点、元統計情報部長に確認いたしましたところ、当時は、特に、統計情報部長、入れかえ方式等につきましては反対の立場ではなかつたといふことでございますが、具体的な修文の指示を部長みずからしたのは九月十一日か十四日だったのです。この八日のメールの時点では、担当補佐は、元部長が当面總入れかえ方式でいくという方針について賛成していると思ってそのまま書いたのではないかということでございました。</p> <p>○奥野(総)委員 ジヤ、あれですね、勝手に、きのうの答弁ですけれども、コミュニケーションがうまくついていなくて、言おうと思つたんですけど、補佐が勝手に、姉崎部長は總入れかえれども、この見え消しは明らかに總入れかえ方式で有利なように書きかえているように見えるわけですねども、今のお話だと、姉崎部長とは相談をせずに、補佐が勝手に、姉崎部長は總入れかえでいくんだろうと勝手に思つて直したというのが今の答弁ということですね。</p> <p>それから、もう一つは、さつきのメールですが、資料の五の……。</p> <p>九月十五日に姉崎部長へのレクを行つて、それで、時間があれですね、もう次に行きました。</p>
<p>○吉川(元)委員 次に、吉川元君。</p> <p>○吉川(元)委員 社会民主党の吉川元です。</p> <p>私がからも、まず冒頭、西村統計委員長にかかる文書の問題、私も非常に驚いております。本人が書いていない文書が、あたかも本人が書いた文書のごとく流布されて、実はそれは違つてました。こうしたことが起こると、総務省から出でるさまざまな文書も含めてその信頼性が揺らいでしまいますので、ぜひ、二度とこうしたことが起</p>



というふうに私自身は考えていたんですけれども、実際の配分状況は、今言ったような形で、沖縄の三町村が一万数千円というレベルの譲与税だと。僕も細かな地理はわかりませんけれども、恐らく少ないところほど、一概には言えませんが、森林をたくさん抱えている人口の少ないところ、そういうところなんじゃないかというふうに思います。

何でこうなつているのかというと、結局、配分について、人口の割合を十分の三にしたというところからこういうことが出てくるんだろう。今、横浜市、政令市三市挙げられましたけれども、各府県においてはいわゆる県庁所在地といつた自治体が当然人口が一番多いわけですから、そこが上位に来る結果になつていてはならないかというふうにも推測をされます。

森林面積がそれほど多くない自治体、そこにかなりの金額の配分がされるというのは、これは非常に疑問を感じざるを得ないんですけれども、そもそも、その配分基準に人口を盛り込んだ理由、そして、その割合がなぜ十分の三という非常に高い、三割は人口で配分するんだというふうに決めたのか、その根拠を教えていただけますか。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。  
森林環境税につきましては、都市部の住民も含めた国民全体の理解も得ていく必要がありますので、都市部においても実施される木材利用の促進や普及啓発を用途の対象としているところでございます。

また、森林整備が進みますことで間伐材の供給がふえてまいります。そういうたしますと、間伐材の値段が下落をいたします可能性がございますので、都市部の地方団体で木材の利用が進みまして、間伐材の値段が維持あるいは上がっていくことによって更に間伐が進み、山間部における森林整備から都市部における木材利用までの間の経済の好循環が生まれることを期待しているところでございます。このことは、林業経営という観点から見ても重要なことと考えているところでござい

ます。

さらに、多くの府県等で実施されておられます、先ほどございましたけれども、森林環境の保全等を目的とした超過課税につきましても、平均すればおおむね三割強を森林整備以外の事業に充てているところでござります。

林環境譲与税のうち三割を木材利用の促進や普及啓発等に相関する指標でございます人口を基準として譲与することとしているところでございまます。

○吉川(元)委員 今局長がお話しになつたこと、別にそのこと自体を否定をするつもりはありませんが、ただ、割合が余りにも人口に偏っているんじゃないとか。

都市部で間伐材を使つてくれるためには都市部でそういうお金が必要なんだ、そうすると間伐が進んで森林の整備が進むんだ、まるで風が吹けばおけ屋がもうかるような、そういうことではなくて、もうちょっとやはり、先ほど、下位は一万数千円なんという、こんなお金で一体何を、じゃ、やれというのか。実際にほんと何もできない金額しかおりていかないというのは、私はやはりおかしいんじゃないかなというふうに思います。

今後、市町村が中心になつて森林整備を進めていくことが期待されるわけですから、一方で、市町村の森林・林業職員というのは全国で三千人程度というふうに伺っております。そして、専ら林務を担当する職員がゼロないしは一人と千人程度というふうに伺つております。

大変心もとなない状況にあるのも事実だというふうに思います。

市町村が主導となって森林整備、そのための市町村の体制強化に向けた国の支援、これについてお聞かせ願えますでしょうか。

○織田政府参考人 お答えいたします。  
市町村が主導的に森林整備を進めるためには、その実施体制の整備が非常に重要だというふうに考えておりまして、農林水産省といたしまして

も、地域林政アドバイザー制度の推進、あるいは市町村職員を対象とした実務研修の実施、さらに

は、国有林組織の技術力を生かした技術的支援等に取り組んでおりますほか、平成三十一年度予算案におきましては、市町村職員への指導助言を行う技術者を養成する事業を盛り込んでいるところでございます。

また、近隣市町村との事務の共同実施ですとか、都道府県が技術者を雇用して複数市町村へ派遣するということも含めまして、現在、市町村等への助言に努めているところでございまして、さらに、四月からは、林野庁に新たに一つ室を設けまして、市町村への助言等をしっかりと行っていくこととしているところでございまして、引き続き、都道府県との連携も図りつつ、市町村の体制整備を支援してまいりたいというふうに考えてございます。

○吉川(元)委員 今、森林アドバイザーのお話がございました。ただ、聞いていきますと、なかなか市町村が欲している人材とミスマッチが起つて、こつているというようなこともあります。

また、いわゆる地域林政アドバイザーの賃金は五百万元が想定をされて特別交付税措置されるというふうにも理解しておりますけれども、措置率は〇・七ということですから、残りは自治体が負担をしなければいけない。先ほども言つたとおり、小規模自治体等々ではかなりこの捻出が難しい、きついというようなお話を伺います。また、今五百万元と言いましたけれども、五百万元は全て本人の賃金に回るわけではなくて、そこには旅費等も含まれるということも聞いております。そうしますと、この処遇を引き上げていかないといふふうに思ふ材料もなかなか確保できないのではないか、そういうふうにも思います。

今ほど、地方の声に耳を傾けるというようなお話をありましたが、このアドバイザー制度、もつと使いやすい制度にしていくために、自

治体等々とも協力をしながら、また総務省とも相談をしながら改善を進めていくべきだと考えます

けれども、この点、いかがでしょうか。

○織田政府参考人 お答えいたします。

地域林政アドバイザー制度につきましては、市町村の森林・林業行政の体制整備を目的に、市町村が林業技術者の雇用等を行う制度として平成二十一年度から開始してございまして、その経費につきましては、御指摘ございましたように特別交付税措置の対象となつているところでございます。

また、市町村の支援強化のため、平成三十年度からは、都道府県が技術者を雇用して複数の市町村の指導助言を行ふことを可能とする拡充も行つたところでございます。

農林水産省といたしましては、本制度を効果的に活用して、市町村がそれぞれの実情に応じた処遇や人員配置を採用しつつ体制整備をしていくべく、都道府県との連携を図りながら、市町村への助言や技術者情報の提供、アドバイザー対象者に対する研修等に取り組んでまいります。

○吉川(元)委員 では次に、特別法人事業税と譲与税について伺いたいと思います。

率直に言わせていただきまして、この特別法人事業税、自治体の独自財源である地方法人税を使つて偏在は正しく財源調整の原資とする。地方税、地方の固有の税を一旦国税化をするに等しくて、大変私は筋の悪い税制だというふうに思います。

まずお聞きしたいのは、是正すべき偏在というのは一体どういう基準で出しているのか。

なぜかといいますと、都道府県別の人口一人当たりの税収額、これは総務省が数字を出しているんですねけれども、地方法人二税では、二〇一六年度で約六・一倍でした。じゃ、ここ数年、偏在度が急速に拡大しているのかといふと、そういう様子はありません。二〇〇〇年代でいいますと、二〇〇七年や二〇〇八年の数値の方が二〇一六年度よりも高くて、もつとさかのぼつて、一九八九年、バブルのころですけれども、八九年は八・六

倍、一九九〇年は七・七倍だったわけで、今になつてにわかに地方法人二税の偏在性が顕著になつてあるといふのはちょっと的外れなのではなかつて、その意味でいいますと、一〇〇〇年代に入つてから、偏在度は横ばいあるいは低ト倾向にすらあるようにも思えます。偏在度の過去の数字と比較した場合、殊さら近年偏在度が高まつてゐるといふには思えないんですけれども、先ほどの基準といいますか、このぐらい開いているから偏在は正をするんだという理由がどちら邊にあらるのか教えていただけますか。

〔樹屋委員長代理退席、委員長着席〕

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、地方税には税源の偏在がございまして、人口一人当たりという見方をいたしますと、地方税の差は、最大と最小の都道府県で比較すると、地方税全体では一・四倍、偏在の大いな地方法人課税では六・〇倍となつております。

近年、地方税収が全体として増加をしているところでございまして、地方法人特別税・譲与税制度を創設した平成十九年、平成二十年の状況を上回り、過去最高水準となつてゐるところでござります。こうした中で、地方交付税の交付団体においては、赤字地方債でございます臨時財政対策債の残高が累増する一方で、不交付団体においては、財源超過額等が増嵩している状況にあるということです、地域間の財政力格差が拡大しております、これへの対応が喫緊の課題となつてゐるといふことでござります。

また、地方法人課税という点で見ますと、産業構造のサービス産業化やインターネット取引の拡大といった経済社会構造の変化等を背景として、大都市部には企業の事業活動の実態以上に税収が集中している状況にあると考えております。

具体的には、地方法人課税の税収と、地域における事業活動により生ずる付加価値の総計でござります。

います県民総生産の分布状況につきまして、人口一人当たりで最大と最小の都道府県を比較いたしましたと、県内総生産では約三倍、偏在の大きな地方法人課税では約六倍となつてゐるところでございます。

こうした状況を踏まえまして、地域間の財政力格差の拡大や経済社会構造の変化等に対応し、企業の事業活動の実態以上に大都市部に税収が集中する構造的な課題に対処しよう、そういうことで新たな偏在是正措置を講じようとするものでござります。

○吉川(元)委員 もう時間がありませんので、あとで尋ねませんけれども、やはり本来それは地方交付税が果たすべき役割なんだろう。

この間、累次にわかつて法人税が、税率が引き下げられてきました。当然、法人税には一定の法定率を掛けた地方交付税の財源になつていく。財源の保障をしていくことが必要なのであれば、本來、こちらに手をつけるべきものでありますし、例えば、国の法人税を、税率を引き上げる、あるいは法定率を引き上げる、そのことを通じて財源の対策をしていく、保障していくことが私は必要だと。都市部にはお金があるから、そこから法人税を召し上げてほかのところに配るというやり方はないかということだけ指摘をさせていただいたいと存じます。

次に、統計の問題、きょうは北村委員長代理に御出席をいただいておりますので、何点かお聞きしたいと思います。

それで、ちょっと質問の順番を変えますけれども、まず、毎月勤労統計のギャップ、いわゆる上振れ分ですけれども、前回の一〇一二年のベンチマーク更新時は、一〇一〇年にさかのぼつて均等化せずに、一〇一八年に一括計上しております。これは予算委員会でも問題になつて、統計委員会で少し違つんじやないかということで、統計委員会で少しうまくいかないかと承知をしております。その中で、段差補正と一体的に議論されてきたというふうに整理されたと承知しておりますけれども、過去の議事録を見ましても、一体的に議論されてきた形跡が余り見られないんですが、一体、サンプル入れかえと一体的に議論されてきた経緯というのは、どこに存在をしているのでしょうか。

○北村参考人 お答えいたします。

統計委員会におきましては、毎年、労働統計の改善に関する検討を、平成二十七年六月以降、数年にわたつて行つてしております。

平成二十七年十二月十一日の統計委員会の基本計画部会では、これは私が担当しましたけれども、未詮問基幹統計として毎月労働統計を審議し、厚生労働省から、ベンチマーク更新時の補正方法の取り扱いを含めた説明が行われております。二十八年三月の統計委員会の基本計画部会では、ベンチマーク、いわゆるウエートですけれども、の更新によるものを含む断層の補正方法も検討されるなど、早い段階からこのような断層についての議論は行つてしまひました。

その上で、統計委員会は、御指摘の大きな上振れとなつた平成三十一年一月の調査結果の公表時の断層について、厚生労働省に対して、その要因等について報告を求め、サンプル入れかえに伴う断層よりもベンチマークの更新に伴う断層が大きいということが明らかになりました。

その報告を踏まえ、議論を行い、平成三十一年八月二十八日に開催された統計委員会において、ベンチマーク、ウエート更新に伴う断層については廻及改定を行わないという現在の方法が標準的であるという対応に落ちつきましたということです。○吉川(元)委員 予算委員会を聞いていると、一體的な議論が行われたと。今のがどうなのがどうなか、私は非常に理解に苦しむんです。  
・なおかつ、これは大臣が答弁されていることで、それとも、両省の統一見解ということで、統計委員会で少しうまくいかないかと承知をしております。  
その中で、段差補正と一体的に議論されてきたというふうに整理されたと承知しておりますけれども、過去の議事録を見ましても、一体的に議論されてきた形跡が余り見られないんですが、一体、サンプル入れかえと一体的に議論されてきた経緯というのは、どこに存在をしているのでしょうか。  
○石田国務大臣 統一見解、これは総務省と厚生労省で行つたわけでありますけれども、実は、御指摘を予算委員会でいただきたいペーパー、あるいはそれまでの議事録、そういうものを厚生労省そして総務省で精査をして、厚生労大臣と総務大臣の答弁の違いについて、どういうべきさつの中でそういう答弁になつたかということの説明をするための統一的な説明文書として、この見解とそれを出させていただいております。  
○吉川(元)委員 一体的に議論がされているといふことで統一見解を出されたんだと思うんですね。  
○石田国務大臣 それは、先ほど北村委員長代理からも御答弁がありましたが、二十七年の時点から、統計委員会の基本計画部会で厚生労省の方からの説明があつたことはあつたんだということを出させていただいております。  
○吉川(元)委員 かけでのワーキンググループで議論をしたわけではないということでござります。  
○石田国務大臣 そういう意味で申し上げますと、この統一見解を読んでいただいたらわかりますけれども、厚生労省としては、この統計委員会での基本計画部会ワーキンググループ、こういう一連の中で説明をさせていただいたというふうな見解であつたようになりますが、総務省といいますか、統計委員会の事務の方としては、明示的にそういうことが諮詢がなされたわけでも答申がなされたわけでもない立場で、私の総務大臣としての答弁をさせていただいたとあります。そういうところの整理をさせただいたとあります。



○高井委員 それでは、今盛んにこの国会でも問題になつてゐるんですけれども、第五回目までは部分入れかえじやなくて総入れかえ方式をずっと議論して、そういう結論になりかけたんだけれども、最終回 中間報告の直前で部分入れかえ方式になつたということについては、そういうふうな認識はなかつたということですか。

○北村参考人 その際の議論については、私は全く認識しておりませんでした。

○高井委員 ありがとうございます。

それでは、最終的に、北村主査のもとで、この基本計画部会あるいは統計委員会として、この部分入れかえ方式が決まるわけですから、これには通告しておりますけれども、その方式が適當と判断した理由は何でしょうか。

○北村参考人 部分入れかえ方式といいますのは数年に一回、一齊に変えるのではなくて、毎年徐々に変えていくとというやり方で、そういうふうにした方が、入れかえの際に生じる乖離、ギャップというふうに言つていますけれども、が小さくなることが想定されましたし、それから、実は、サンプルサイズが、今議論になつてゐるのは第一種事業所といいまして、三十人から四百九十九人までのサイズのところなんですけれども、それより小さい五人から二十九人までのサンプルのところでは、もう既に部分入れかえ方式が最初から導入されておりまして、そつちの結果も見つつ分析したといふことがあります。

○高井委員 それでは、ちょっと統計委員長代理、少しお休みいただいて、後でまた聞かせていただきますが。

この毎勤統計の検討会、先ほど奥野委員の質問で、最後にちょっと、私も少し驚いたんですけども、結局、きょう厚労省来ていただきてあります。どうござります、阿部座長が最後これは了解していないんじゃないかなというふうな終わり方だったんですねけれども、これは、阿部座長は、きちんとと、中間取りまとめの案は、出す前に了解しているんでしようか。

○藤澤政府参考人 お答え申し上げます。  
事前に私にいただいておりました通告が、検討会の第六回で報告書が中間的整理となつた理由は何なのかな、その件に関する当時の阿部座長の見解はどうかというお尋ねでございます。  
当時の統計情報部長は、第五回の検討会では、ローテーションサンプリングについて、実務面での問題点やギャップが完全に解消されない可能性がある一方で、早い時期により正確なデータをとるために方法である等の意見があり、また座長から修文について言及があつたことから、第五回検討会の時点の報告書の案文を第六回に向けて書き直す必要があると判断するとともに、十一月以降に統計委員会における未詮問基幹統計の議論が控えていたことから、報告書の結論を取りまとめるべきではないと述べているものと承知をしてござります。  
いずれにいたしましても、第六回検討会の中間的整理案の内容は、検討会での各委員の御意見を踏まえつつ整理をされたものと承知をしております。  
当時の阿部座長の見解でござりますけれども、阿部教授に確認をいたしましたところ、第六回検討会の資料が中間的整理案となりましたことや、中間的整理案の表現が、「サンプルの入れ替え方法については、引き続き検討することとする。」に変わった経緯につきましては、もともと、それまでの議論において、ローテーションサンプリングについては、実務面での課題が論点の中心であり手法そのものが否定されていたわけではなかつたこと、樋田委員がその方法に肯定的であつたこと、同年十一月以降の未詮問統計の確認作業を控える中での総合的な判断であつたことなどを受けとめていらっしゃつたと承知をしております。  
なお、今お尋ねの、第六回に提出された中間的整理案について阿部座長にどのように形で了承をいただいたのかということでございますが、当時の担当部長、課長、補佐に確認をしておりますけれども、事後に阿部座長に了承していただいた

はすであるが、いつ、どのような形で了承していただいかは、いずれも記憶がないということですございました。

○高井委員 記憶にないわけですか。

ちょっととききょう、藤澤統括官、大変な中で来ていただいて、まことにありがとうございます。

ただ、こうして質疑していると、やはり、「現職の方に聞いても、まず通告していないと過去のこととは全く答えれませんし、通告していてもやはり伝聞というか、こう聞いているという答弁ですのでは、やはり、これは、この件を真相を解明するには、予算委員会のように、当時の方に来ていただきないとなかなかか進まないということは、ちょっと重ねて委員長にも申し上げておきたいし、また、ぜひそういう方々の参考人招致も検討いただきたいと思いますが、委員長、お願いします。

○江田委員長 後刻、理事会で協議します。

○高井委員 それでは、今度はちょっと、統計委員長代理としての北村さんに、この毎勤統計のことに限らず、少し大きな視点からお聞きしたいと思ひますけれども、ちょっとこれは通告していないので、ただ、ちょっと感想的なことで結構ですので、今回のこの一連の統計不正問題を見て、まさに統計の司令塔のナンバーワンをやつておられる代理として、どのように見ておられますか。

○北村参考人 もちろん、私、統計というのは国家の基礎的なものであると思いますし、全ての政策は、統計の情報に基づいて、エビデンス・ベッド・ポリシー・メークイングということは、政府でもおっしゃっているように、それを推進していくための統計委員会と思つております。

統計の品質管理、それから技術的な問題を向上させるということは統計委員会の任務だと思つておりますし、それが果たせなかつたといいますか、かなり長い期間にわたつて間違つた情報が提供されていたということは非常に残念だと思つておりますし、それを改善するための方法について思つております。

○高井委員 この委員会でもたびたび取り上げてあるんですけども、今回の事件が起きて、その後の政府の対応なんですか。

例えば、同じ厚生労働省の不正があつた賃金構造統計については総務省がこれを監査する、それから、毎月労働統計については厚生労働省が特別監査チームをつくつてやるというようなことで、これは新聞なんかにも、社説なんかで、全く構造は同じで、同じ構造なのに、なぜこうして別々なところがやるのか、そういう指摘があり、政府にも、総務大臣にもお尋ねしましたけれども、私としては、私というか多くの国民は、新聞の社説になるぐらいですから、突然としないものを感じてゐるわけですけれども、このあたりは、統計委員長代理としてどのようにお考えでしょうか。

○北村参考人 先ほど申しましたように、統計というのは、国家のインフラストラクチャーのうちの非常に重要な部分ですので、それについての審査といいますか、事後的な問題についての評価といふのは、なるべく独立的な、中立的な機関が行なうべきだと思いますし、そういう側面から、それぞの任務を、委員会を立ち上げて検討していただいているものと理解しております。

○高井委員 これも、この委員会でも取り上げたんですけれども、あと、非常に体制も不十分だと思つんですね。

ほかの、民間企業のこういつた不正があつたときの、例えばスルガ銀行のときの第三者委員会といふのは、調査期間も四ヶ月とつて、それから電子メールも三百六十六万件分析した。それから、全役職員三千七百人にアンケートを行うとか、あと、内部通報窓口も設置している。これは、雪印種苗の不正のときも同じような体制で取り組んでいるということに対して言えは、やはり今回の厚生労働省の、あるいは総務省、そして統計委員会としても、これから、こういつた全ての統計を検証していくということになるわけですけれども、こうした民間の取組に比べて、やはり少し、少しというか大幅に足りないんじゃないかという指摘

があるんですけども、そのあたりはどのように受ナシでるうえですか。

○北村参考人 全体的な統計の見直しということについては、卓検査部会というのを立ち上げまして、それで対応していくことだと思いますが、しかし、どういうガバナンスといいますか、チエック機能を果たせばいいのかということは、もつと広く長く、大きな面から議論していく必要があると思いますので、国会の方あるいは政府の方でも検討していただければと思つております。

統計委員会としても、もちろん、それに最善の努力をして、検討していくたいと思つております。

○高井委員 それではちょっと今後の諸  
ことこの不正をどうするか、解明するかといふことにとど  
まらず、今回のこの問題を契機に、いろんな方々  
から統計改革に関する提言が寄せられています。  
私も、これは読売新聞二月二十日の読売新聞

に、北村委員長代理も投稿していただいている  
けれども、ここに尽きているのかもしれないんで  
すが、改めて、北村委員長代理は、この統計改  
革、今後の統計改革は、どのようなふうに進めて  
いく、どういう改革があさわしいと思っていらっ  
しゃるか、お聞かせください。

統計改革は、やはり時代の流れに沿つたものでなければいけないと思つておりますと、幾つか時代の流れというのはあると思うんですけれども、人口の高齢化とか少子化、あるいは財政的な逼迫、いろいろなことがある中で、統計だけ人員をふやしてということを言つても、実際にはなかなか実現しないだらうと思われますので、できる範囲内でやるためににはどうすればいいのか。例えば、ネットの情報を使うとか、もう少し、業務統計といいますか、実際の業務で使つて、行政記録とかそういうものを使って調査にかえていくとか、工夫をして統計情報を充実させていく、ということを図るべきだらうと思つております。

告の際に申し上げたんですけれども、今おつしやつていただきましたインターネットの活用ですね。やはり、調査員が一人、一軒一軒行つて紙で集めて歩くという、まさにもう戦前からやつてきた手法をいまだに基本にしておられるのがけれども、世の中、もうインターネットが普及し、またデジタルデータで、各企業の方なんかに聞くと、そのデジタルデータを紙に転記するのがもう大変なんだ、だから調査票を書きたくないんだというふうにおっしゃる方もかなりいらっしゃる。こういったインターネットかデジタルデータの活用ですね。

あと、もっとと言うと、今、ある程度大きな企業になると、もう自分たちの商品の価格とか、それから販売先とか、そういういたものも全部ビジネスのためにデータで持つていて、かつ、当然、社員さんの給与とか、こういったものもデータで持っていますので、これをそのまま一括してもらうという仕組みをつくれば、実は、そんなことができるとと思われるかもしれませんけれども、スイスなんかでは既に連邦統計局でやつていると聞いております。ヨーロッパもスイスをまねてそういうものをやつて、いこうというふうなことを聞いているんですねけれども、こういったものを日本でも取り入れていくということを統計委員会のリーダーシップでぜひやるべきじゃないかと思いますが、いかがですか。

○高井委員 それでは、ちょっと、この同じ読売新聞に小峰隆夫さんという大正大教授のコメントがありまして、先ほどこの北村代理のを読んでいたらこっちも目にとまったのですからちょっとお聞きするんですけれども、今の統計委員会は総務省に置かれていますけれども、しかし、この小峰さんいわく、総務省も家計調査などみずから統計もたくさん所掌しているということで、そういう意味では、監視役が身内に甘くなるという疑いが常につきまとうではないかというような指摘をされておりますけれども、こういった指摘はいかがですか。

○北村参考人 私、統計委員を八年近くやっておられて、最初は内閣府に屬しておられたので、今

は総務省に属しているということで、経験が両方面にあるんですねけれども、基本的にはかなり独立して第三委員会として機能しておりまして、総務省の下に入っているといつても、全く独立したものとしておもっておらぬであります。

のとして機能しております。  
総務省の統計だから手心を加えるとか、そういうことは一切ありませんで、かなり科学的にといいますか技術的に審査しているという意味では、独立していると言えると思います。

告をしております。これは実は先ほど総理にもお聞きをして、ちょっと總理と同じ答弁なのかもしませんが、今回も、冒頭、総務大臣からも謝罪のコメントがありましたとおり、今回、統計委員会長、西村委員長が非常勤の公務員という立場で、本業もあり、なかなか国会の出席もできないといふような話があり、委員会でも、我々の審議日程に合わせて来ていただきたいというのはなかなか難しいという状況であるわけですが。

ただ、これはやはり統計委員会の重要性というのをもう一度考えていただいて、かつまた、今回このこういった統計の不正の事案などが起つたときを考えると、これはやはり今の中八条委員会といふ形ではなくて、いわゆる三条委員会、国家行政

組織法上の三条に由来する公正取引委員会とか、あるいは個人情報保護委員会、原子力規制委員会などのこういった委員会と並びで、そうすると、大体こういった委員会は常勤の委員がいて、ですから、国会でもよく答弁に来ていただくわけですが、けれども、こういった三条委員会にすべきではないかというふうに考えますが、総務大臣、いかがでしょうか。

○石田国務大臣 まず、西村統計委員会の委員長は、今日までも、委員会の審査のために、国会に四度にわたって出席をいただきまして意見を述べてきただいております。その委員長から、先ほども御紹介をさせていただきましたけれども、研究教育等で支障のない限りは協力をさせていただくと、国会に協力させていたくという答弁をいただいておるわけでございまして、その委員長のお立場、お考えを尊重させていただきたいなどいうふうに思つておりますが、

統計委員会の権限強化ということにつきましては、これはもう繰り返しになりますけれども、我が国の統計機構では、各府省が所管行政に関係する統計作成を担い、統計委員会が統計整備の司令塔機能を果たしてきたわけでございます。

また、昨年の統計法改正によりまして統計委員会の機能が強化されたところでございまして、自律的、機動的に政策提言等を行うことができるようになつたところでありまして、まずはこうした機能を十分に活用していくことが重要であるといふふうに考えております。

同時に、議論になつております毎月労働統計につきましては厚生労働省の特別監察委員会で調査が行われ、また、賃金構造基本統計については総務省の行政評価局が調査を行つてあるところでございますし、先ほども議論のありました統計委員会におきましては、この事案が起つて以来、点検検証部会において、基幹統計及び一般統計調査について再発防止や統計の品質向上といった観点から徹底した検証を行つこととされているところでございます。

こうした結果を踏まえつつ、今後の統計全体を考えていく中で総合的な対策を講じてまいりたいと考えております。

○高井委員 私、ちょっとと今後のことをお話ししましたけれども、当然、西村委員長にも、先ほど吉川委員からもお話をあつたように、大臣からも、この統計委員会も本務であるということで、ぜひ国会の審議には来ていただけるよう、大臣の方からも、お願ひしたいと思います。

それでは、ちょっと残り少ないんすけれども、この統計委員会も本務であるということで、も、ちょっとともう一度、北村委員長代理に、これも通告していなくて恐縮なんですが、統計の専門家、大家として、ちょっとお聞きするんですが、今回の統計の一連の問題、これは、統計法では、調査方法の変更は総務大臣の承認を義務づけているということで考えれば、これは承認をとつていな、ですから違反、違法ではないかという指摘がありますけれども、いかがでしょうか。

○北村参考人 法律的な違法とか合法とかということについて、私は専門家じゃないので何とも申し上げられないんですけども、それは、我々が期待していたことではないということが起こったということは言えると思います。その後の法的な対応については、別の専門家の方に判断していただけれどと思思います。

○高井委員 わかりました。

それでは、もう一問、北村委員長代理に。この読売新聞の記事を見ると、かなり今、予算委員会や総務委員会あるいは本会議でも、統計の一元化という話が出ています。それぞれの省が、世界は集中型と分散型がある、日本は分散型だけれども、集中型の国が結構多いし、時代の流れもそういう集中型の方に向かっているんじゃないか、分散型であることが今回の弊害になっているんじゃないかという指摘がある一方、北村委員長代理は別のお考えを持っているようにも読めるんでけれども、ちょっとこのあたりの統計の一元化についての北村委員長代理の御所見をお聞かせください。

○北村参考人 統計をどういうふうに管理するかということについては、分散化もありますし一元化もある、それぞれメリットとデメリットがあつて、それについては、政府といいますか国会で決めていただければいいと思うんですけれども。

ただ、私がその記事で書きましたのは、歴史的経緯があつて今分散型になつてているんだ、それで、もし分散型の問題があるとすれば、一元化をするようなメリットをある程度導入して分散化の機能を強化していくという形もあるんじゃないかな。いきなり一元化にシフトして、統計省なり統計庁みたいなものをつくるてやるという形にすると、それはそれでまたコストもかかりますし、いろいろ摩擦も生じるかもしれないで、分散型の中でメリットを生かしつつ運営していくのがいいんじゃないかということが私の見方でございました。

○高井委員 ありがとうございます。

きょうは、北村委員長代理、本当にありがとうございました。

最初は、少し毎勤統計の主査としてのお考えを伺おうと思ったんですけども、二〇一五年の九月十六日の前後で、今、何があったかということが非常に国会においては問題になつておるわけでありますけれども、北村委員長代理はその後聞かれたということでございましたので、その部分については、きょうは余りお聞きいたしませんでした。

また、これから統計改革、我が党も、立憲民主党も、今統計ワーキングチームというのを立ち上げまして、いろんな有識者の皆さんからアドバイスをいただいて、よりよい統計の姿をお示ししようと思って今鋭意作業中でござりますので、またお力添えいただらと思います。

それでは、本日はありがとうございました。

○江田委員長 次に、奥野総一郎君。

ベンチマーク補正についてちょっと議論を、御指導いただきたいと思います。

○奥野(総)委員 奥野でございます。

本日、三回目になります。最後ですので、よろしくお願いいたします。

とですね。ただ、一般論なんだけれども、この「④母集団情報の変更に伴う更新」、これはいわゆるベンチマークの更新なんかのことを言つていいわけですね。だから、ベンチマークとあるものについては、ギヤップの補正については必ず補正については、ギヤップの補正については必ずなければならぬのは統計の調査手法であつて、統計處理については必ずしも諮問しなくていいとはないという整理になります。

じゃ、なぜローテーションサンプリングがこの議論の中に登場するかというと、調査手法に関連するからだということですね。どこを、どの事業所を調査するかということがローテーションサンプリングの導入によって左右されますから、そこは、諮問の中に入つてきて、ローテーションサンプリングの議論が諮問の中でも行われるというふうに理解をしています。

だから、ベンチマーク補正については、そもそも諮問もなければ、審議の中で議論にはならないわけですよ。だからこそ、あえて、北村委員長代理が務められたワーキンググループ、新旧データ接続ワーキンググループというのをつくつてこいつたことも議論しようということだったんだですが、しかし、これまでの議論でわかつたように、このベンチマーク補正については、必ずしも議論が、そこに絞つた議論はなかつたというふうに理解をしています。

しかし、この八月二十八日の統計委員会に出された資料、資料七というのをお配りしていますけれども、このワーキングの結果をまとめたものが抜粋して出ています。これを見ると、一応やはり触れているんですね。資料七の一番最後のページのところをごらんください。

○藤澤政府参考人 お答え申します。

御指摘の「毎月勤労統計調査労働者数が該当との記載のところでござりますけれども、毎月勤労統計調査のうち、労働者数に関する常用雇用指數でござりますけれども、ベンチマークとなる全数調査、これは経済センサス基礎調査でござりますけれども、がございますので、既に、ベンチマークの更新に伴い、平成三十年一月分確報の発表時に、過去にさかのぼつて改定していることを指しているものでござります。

それから、それを公表しているかという御質問だと思いますけれども、これは、御指摘のベンチマークの更新に伴いまして、厚生労働省のホームページや、あるいは毎月の毎月勤労統計調査結果の公表資料に掲載をしてございます。

ギャップの補正と併せて、新旧ベンチマークとの差に伴う労働者構成のギャップの補正（三角修正法式）を行つ。こう書いてあるんですが、これはまさにそういうことを言つていて、労働者数が補正されるんだつたら当然あわせて修正できるはずですから、あわせて遡及して修正するということを

いう話をされていましたが、だとすれば、その星後の星が生きてきて、「遡及改訂を見送る場合はその事由」を対外公表する。こうなっていますが、ここはかかるてくるんでしょうか。

○北川参考人 賃金の場合、全数調査をしていないので、それにかかるてこないので、説明す

違うんですね。  
だから、この資料を、お配りした中の資料六を  
ごらんいただきますと、これは統一見解ですが、  
四のところで、ベンチマークになる存在に該当が  
しない、だから廻避及改定をしなくて、そのまま接  
続することが標準的な対応になると理解されると  
書くところですが、どうではなくて、閣及大臣を

たいんですが、これはなかなか難しい話なんですねけれども、今度は賃金水準の話になるんですけどね。でも、賃金水準は、もちろん確かに全数調査ではないので、ストレートに読むとこれに当たらないかのように読めるんですが、ただ、抽出したものを各産業別に膨らませていく、各産業別の常勤雇用者数が遡及改定して出てくるわけですよね。今、労働者数については遡及改定していると言つていますから、労働者数については遡及改定されているわけですね。そうすると、賃金水準もそれに合わせて遡及改定できるんじやないですか。これはセットの話だと思うんですよ。

要するに、賃金水準こつってはサンプリングな

○北村参考人　統計は、全数調査というのは国民全体の労働者数とかがきっちりわかるわけですけれども、サンプルでとった賃金については、それを膨らませて、全国の平均はこれぐらいだろうということは、それは推定といいますか、予測の範囲で誤差が入ってくるわけですので、それに基づいて廻及していくことはかなり問題があるということで、なるべく、本当のデータがわかるものについては戻るけれども、そうでないものについては戻らないという決まりにしたということです。かなりリスクがあるというふうに判断していると理解できるんですかいかがですか。

○ 豊野(総)委員 とすると、今まで逆にわからることとは、このワーキングでは、その賃金についてのベンチマークの段差の補正については、一切射程に入つていないとということでいいんですか。

○ 北村参考人 サンプルを入れかえたときに出生率によね、ギャップ、それを直接つなぐという形にしておきたいと、直接つないで、更にそれを過去にさかのぼって修正するというようなことはめうしないことにしたということです。

○ 豊野(総)委員 だから、要するに、センサスが変わったわけですね。六年に一回の調査、センサスが変わりましたと。その影響について補正をさ

書しておきながら、もとよりお墨つきをしておいたのである。しかし、それでもいいとも悪いとも、これは結局言つていいこととしないから、週及改定をするしないということは言つていいことではないですね。この統一見解だと、ベンチマークがないから、①の考え方も援用して、①の考え方は、新旧ギャップ、標本交代によるギャップの考え方も援用してそのまま接続したということまでお墨つきを与えた。要するに、センサスの交代に伴うギャップ補正はしないでいいんだということまでお墨つきを与えたところは言つていますが、今の議論だと、そもそも射程に入つていないんだから、議論されていない

○ 奥野(総)委員 ちょっと、私もこれはよく理解  
したけれども、それをベンチマークにして  
して膨らませて、その産業の全賃金水準を算出  
していく、あるいはそれを足し合わせて全産業の  
賃金水準を出していくということで、これは不可  
分だと思うんですが、委員長、いかがですか。  
○ 北村参考人 労働者数については、今御説明が  
あつたように全数がわかりますので、きっちりし  
た数字が出るわけですね。それが、それまで見て  
いた数字と違つていれば、それを直す、過去にさ  
かのぼって直すということは当たり前なんですね  
けれども、賃金については全数調査をしておりませ  
んので、全数調査をしていないものについては調  
査しないといふ一応取決めをしましたので、そ  
ういう形になつているということです。

断したことだと思います。

○奥野(総)委員 じゃ、もう一回確認しますが、こここのベンチマーク、最初の星のところは、賃金水準や賃金指数については対象外だ、あくまで労働者数に係る部分について限定的に書いているということでおよそいいでしようか。

○北村参考人 そのとおりでございます。

○奥野(総)委員 残念ながら、これ以上私は突っ込む能力がないので、そうですかと言つしかなんですが、としても、次の問題があつて、「母集団情報の変更に伴う更新」ということであるんですが、一番下のところになお書きで、諸問対象外であるため答申にはないが、労働者数において、これも労働者数において限つてあるんですが、金水準について、ベンチマークについて段差が生じます。

るかどうかということについては、このワーキンググループの議論では対象外と、もう一回聞きたく変えますが、いいんでしょうか。

○北村参考人 新旧接続ワーキンググループでは、もうちょっと大きめ、ほかの統計も含めて議論しましたので、そういうケースもいろいろ議論しましたけれども、今回の毎月勤労統計について、全数調査の賃金データがないということで、さかのぼっては補正しないということです。一応意を得てあります。

○奥野(総)委員 ちょっといろいろ言いまして、が、結局、射程に入っていないくて、今の話だと、ここでは議論は対象になつていないと、うんですね、今の答弁は。

これはやはり、だから厚労省の話と違うんですね。これはやはり、だから厚労省の話と違うんですね。

いといふう」とで、いんじんですね。ちょっとと済みません。  
○北村参考人 昨年の八月の合意についておつしやつてあるといふことですか。（奥野（総）委員「ワーキングの中でもそもそも射程に入つてしまふんね」ということは、議論を、いいとも悪いとも言つてないですね」と呼ぶ）いいとも悪いとも言つてない……（奥野（総）委員「遡及改定してもいいとも悪いとも言つてはないと云ふことでもありますね」という確認です」と呼ぶ）それはワーキングでの……（奥野（総）委員「ワーキングでの」と呼ぶ）はい。今回の統計についての議論ではないということです。  
○奥野（総）委員 とすると、結局、ワーキングでは議論されていないし、諮詢の場でも議論されていません。問題でござるが、丁度二つとも皆同じ

しているわけじゃないので、違っているのかもしれないが、この中間的整理を見ても、最後のまとめのところで、「サンプル入れ替えと労働者数のベンチマークを同時に更新する場合は、賃金・労働時間指數について、新旧サンプルの差に伴う

じることについて審議及改定しなかつたというふうを公表する義務というのには、この三番目の星でやかつてこないんでしようか。

先ほど、ベンチマークについては、この④のレコードで読むんだ、賃金水準についても読むんだといふことについて述べ及改定しなかつたというふうを公表する義務というのには、この三番目の星でやかつてこないんでしようか。

よ、厚労省はここで議論はされてきたんだといふこと言っていますが、ここでは議論はされていないことにおっしゃったわけですね。議論の射程外だつとおっしゃったわけですよ。そもそも全数調査といふことをいいから。だから、やはり厚労省の話

今とたがいにいきり立つ。藤澤政府参考人、総務省、厚生労働省のこの統一見解の三番と、それから四番のところについて

の御議論だと思いますけれども、三で、今御答弁ございましたように、横断的課題検討部会新旧データ接続ワーキンググループでこのよつたな整理が行われて、それを総務省、厚生労働省、四でございますけれども、「毎月勤労統計の賃金に当てはめると、労働者数と異なり賃金についてはそもそも全数調査がないため、②に言う「全数調査などベンチマークとなるものが存在する場合」に該当しない。」ということです、「このため、賃金指數等に係るギャップ補正については、週及改定をせず、①の考え方も援用して、新旧計数をそのまま接続することが標準的な対応になる」と理解をして、それで総務省に申請に至つたものでござります。

八月の統計委員会の評価でも標準的な対応とされているところでございます。

○奥野(総)委員 いや、これは結局、今委員長おつしやつたけれども、いいとも悪いとも言つていいとも悪いとも言つていいのに、勝手に、議論していないからいいんじゃないのか、①の考え方、厚労省が自分の考え方で勝手に接続してやつてしまつて、いるわけですね。

じゃ、このことについて、どこかに公表しましたか。その一月の段階、あるいはどこかの段階で、世の中に明らかになつてているのは、この毎勤統計の中間的整理、これは明らかになつてているんです。ここでは、三角補正を労働者数についてやりながら、あわせて賃金水準もさかのぼつて改定していくと書いてあつたんだですが、それについて一切議論も行われず、こういう自分なりの解釈で、そのまま接続していいんだとやつてあるわけですが、そのことをきちんとどこかに書いてありますか、あるいは、どこかに公表していますかといふのはどうですか。

まとまるのを待ちたいと思います。

なんあるんですね。

か。

○奥野(総)委員 それから、予算委員会でも質問したんですが、この報告書、監察委員会の報告書で、大臣に最初に上げたときに復元の話が出てこないんですよね。最初に政策統括官Jから厚生労働大臣になされた第一報というのは、東京都の規模五百人以上の事業所が調査計画と異なり抽出調査となつてある旨の一報がもたらされたと書いてあつて、これも復元の話が出てこないんですね。

しかし、大臣は受けたと言つてあるから、これはこの報告書が間違つてあるということでいいんですね。

○定塚政府参考人 お答え申し上げます。  
十二月二十日に大臣に政策統括官等から報告した内容は大臣の答弁のとおりでございまして、抽出を行つて、それから、復元処理を行わずに集計していたことについて報告を受けたといふことでございます。

なあ、御指摘の点も含めた報告書の内容については、特別委員会において御判断いただきものでありますので、今私から申し述べることは差し控えたいと考えております。

○奥野(総)委員 これは初動のおくれがすごくあるんですよ。十二月十三日に聞いて、最初に報道発表、大臣が会見したのは一月の八日ですよ。その一月八日の段階で、復元されていないことは話していないんですね。一月の十日に初めて新聞が復元されていないんだということを書いて、初めてこれが世の中に明らかになるんですね。そこから大騒ぎになつていくわけですよ。その復元しないということをどうも抑えようとしたんじやないか、隠蔽しようとしたんじやないかというおそれが、可能性が非常にあるんですよ。

これを見ると、大臣なんかにも、ちゃんと実は伝えていないんじゃないかということもあります。大臣が知つていたのなら大臣が隠蔽の指揮をとつたことになるし、大臣にちゃんと知らせていかなかった事務方の問題だ、こういう、どつちにしてもこれは明らかにしていくべき問題がたくさん

も、どうも抽出調査のところに偏つていて、今まで、出し直しまでやつてあるわけですから。一段階のものにおいては、今度の報告についてはきちんと復元について、こういったところを調べてあるのか。

それから、十二月十三日以降の対応です。

ここが大事なんですよ、ここが。

予算の組み替え

まで、出し直しまでやつてあるわけですから。一ヶ月以上、十三日に発覚してから、たしか一月の十七か十八の統計委員会で初めて全貌が明らかになつていくわけですから、それまで一体何をしていたんですかというところが、やはり大臣も含めて、今の事務方の初動について、しっかりと、隠蔽する意思がなかつたのかとか、適切な対応があつたのかというのは射程にすべきだと思いますが、そこはきちんと議論しているんでしょうか。

なあ、御指摘

お答え申します。

既に一月二十二日の報告書におきましても、復元していかなかったということについてはかなりのページ数を割いて書かれているところでございま

す。

○定塚政府参考人 お答えします。

既に一月二十二日の報告書におきましても、復元していかなかったということについてはかなりのページ数を割いて書かれているところでございま

す。

○奥野(総)委員 最後、ちょっともう一問やりた

かったんですが、時間が来てしまいました。要

は、事務局が非常勤だということで、厚労省が手

ていると認識しているところでございます。

通知を出していると思いますけれども、その後の自治体の対応状況、どうなつてあるのか、お示しをいただきたいと思います。

○大村政府参考人 お答えいたします。

非常勤職員等の公務災害補償につきましては、

常勤職員や労災保険との均衡を図る観点から、地

方公共団体に対して条例規則の案を示させていた

だいであります。

○大村政府参考人 お答えいたします。

非常勤職員等の公務災害補償につきましては、

常勤職員



者を中心に入選しているということを先ほど申し上げました。

この内閣人事局の人間でございますけれども、これも総務省から出向中の職員でございます。ということで、内閣人事局の業務に特に関係するという点ではなくて、総務省の職員で経験者であるということではなくて、総務省の職員で経験者であるということを考慮した人事という理解でござります。

○本村委員 同じく資料一の政府統計検証チームの名簿を見ますと、内閣官房が三人入っております。なぜ内閣官房が入っているのか、お示しをいたきたいと思います。

○横田(信)政府参考人 お答えいたします。

こちらも同様でございまして、この内閣官房の職員一人も総務省から出向中の職員でございます。ということで、経験者ということで、こちらの業務の応援ということで特にお願いした、そういうことでござります。

○本村委員 官邸からの圧力などいろいろ言われている中で、内閣官房の副長官補付という内閣官房の内閣審議官などが入っております。

第三者性ということもとても大事だというふうに思います。政治からの独立といふこともとても大切なことだというふうに思います。

点検、検証にも圧力がかけられるのではと疑念を持たれるような体制ではだめなのではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○横田(信)政府参考人 お答えいたします。

御指摘のように、疑惑を持たれないようについてことは大変重要なことだと思います。

私どもも、先ほど申し上げていますように、この点検検証部会での議論を踏まえて、その指示

のもとに動いていくということをもって中立性を担保していくふうに考えておるところでござります。

○本村委員 ただ、いろんなことを事務局の皆さん方がお支えする中で、やはりその圧力がかけられるのではないかという疑惑を持たれるような体制

ではどうかというふうに思いますけれども、大臣にお伺いしたいと思います。

○石田国務大臣 お答えいたします。

今、横田の方から答弁させていただきましたよ

うに、そういうことのないように行つていきたいたいと思います。

○本村委員 統計委員長にもお伺いをしたんですけれども、最後に、総務大臣にもお伺いをしたい

と思つております。

○本村委員 統計委員長にもお伺いをしたんですけれども、十九日の委

員会で、西村統計委員長に、各府省の統計幹事は

対象となる、統計の政治からの独立性、中立性の担保はどうされるのかと、ということを統計委員長に

聞いたところ、国家公務員制度については、余りつまびらかでないのでコメントは差し控えるとい

う答弁でございました。

総務大臣にこの点をお伺いしたいんですけど

は、この体制でどのように担保されるというふうにお考えでしょうか。

○石田国務大臣 各府省の部局長クラスの人事に

関しましては、その適切な人事管理の徹底の観点から、内閣において一元管理が行われているところ

一方、統計幹事は、各府省の統計部門を取りまとめる部局長クラスの職員のうちから、内閣総理大臣が任命し、統計委員会の所掌事務について、委員、臨時委員及び専門委員を補佐させるものであります。その幹事の職位が、幹部職員人事の一元管理の対象となっているわけではございません。

いずれにしても、統計法第三条第二項のとおり、公的統計は、適切かつ合理的な方法により、かつ、中立性及び信頼性が確保されるように作成されなければならないものであり、その基本理念を徹底してまいりたいと考えております。

○本村委員 先ほども御議論がありましたが、統計委員会の位置づけと機能が全く弱いとい

うふうに思います。

本來ならば、統計の司令塔といふのであれば、

統計委員会は、総務大臣の下にあるのではなく、総務大臣の上にあるような存在でなければならぬというふうに思います。

司令塔の機能の弱さがさまざま指摘をされておりました。

○江田委員長 次に、足立康史君。

○足立委員 日本維新の会の足立康史でございま

す。

きょうは、三度目の質問の機会をいただいてお

ります。ありがとうございます。

一応、統計集中という趣旨ですので、あくまで

も統計に絞つて質問させていただきたいと思いま

す。

西村長官、お忙しいところ、済みません、ま

た、きょうは、何か時間がずれ込んでいまして、

大丈夫ですか。大丈夫。済みません。

早速、西村長官、きょう、総理にもお越しをい

ただいて、質問させていただきました。私は、

ちょっと僭越ながら、こういうちょっと、適當な

絵ですけれども、こういうものを御用意して、総理とやりとりをしました。これの意図するところは、結局、厚生労働省のこの毎勤統計の改善検討会といつても、これは、何か中立とか第三者とか、まあ、それは検証だけども、中立公正とか

計改革を政治がリードするというのには、私は全然問題ない、こう思っています。

だから、もう大体総理の御答弁をいただいているから、そういう意味では、もう副長官に改めて伺うこともないんですけど、せっかくの機会なので、ちょっと深掘りして討論させていただきたいんですが、総理も、総理秘書官が、毎回統計のそ

のサンプリングの仕方について理由を尋ねたり、専門家の意見を聞いてみてはどうかと示唆する

は、これは至極当然のことだと総理は御答弁されました。私もそう思います。また、阿部座長も、何が特定の意図は感じなかつたというふうに、日経でしたか、そういうやりとりがある、これも総理でしたか、そういうやりとりがある、これも総理から御答弁いたしました。

したがつて、今回の見直しは、専門家の検討を経て統計的な観点から行われたものと承知をして

いるが、いずれにせよ、総理秘書官が見識の範囲内で問題意識について意見を述べるのは当然だ

うのが総理の答弁でした。

西村副長官も私も、同じ通産省、経産省で役人をやつしていましたから、しょっちゅう秘書官から電話がかかってきますよね、普通に仕事をしてい

たら。要は、森羅万象を見ている総理のもとでやつている秘書官たちは、いろいろやつているわ

けです。だから、いろいろ相談があれば意見も言

う。僕は、だから、この図にあるように、この赤い矢印にあるように、いろんなインタラクション

があつても全然構わないんじゃないかなと思って

いるわけです。

副長官、どうですか。これは全然問題ないです

よね、こういうやりとりがあること。例えば、総理秘書官が見識の範囲内で問題意識を開陳するこ

と。

僕は、全然、何が一体、だから、この数日とい

うか、また一ヶ月、二ヶ月たつているのかもしれないが、国会で行われている議論で、いろんな元官僚の政治家も自民党にもたくさんいらっしゃいます、元官僚の自民党の同僚議員、あるいは野党の皆

さんでも心ある人に、これは結局何を議論しているんだと言つたら、みんな、いや、わからないと言つて、意味のある議論がなされているとは思えないという感想、みんな思っていますよ。

副長官も言つちやつてください、もう最近の質問は意味がないつて。

○西村内閣官房副長官 足立議員にお答えをしたいと思います。

まさに今御紹介ありましたけれども、安倍総理も、けさの質疑でもそうだったと思ひますけれども、まさに、当時の秘書官が問題意識を伝えた点については、このサンプルがえによつて大きく統計数値が変わることに対し、その理由を尋ねたり、あるいは専門家の意見を聞いてみたりしたらどうかという、こうした当時の秘書官の反応は至極当然のものでないかと思うという答弁をされたところでありまして、まさに私もそのとおりだと思います。よりこの統計を実態に近づける、精度を上げていく、こういう問題意識で言われたことは至極当然だとうふうに思ひます。

○足立委員 ありがとうございます。

せつからく副長官にきょう来ていただいたのは、総理質疑で一旦終わっているんですけれども、もう一言ちょっとと確認したいんですね。

何でかといふと、実は、森友のときも加計のときも、それから今回の統計のときも、とにかくそんたくと言つています。高井野委員頭は、僕は結構実は尊敬していまして、立憲民主党の中では大変見識のある方のグループ、しようもないことを言わぬ方がいいか。高井先生、高井委員のきょうの質疑なんかでも、そんたくといふ、要すれば、そんたくと言うんですよ。

総理始め政府・与党は、そんたくはなかつたと言うんですね、そんたくはなかつたと言う。実際、厚労省も、影響は受けない、だからそんたくはしていない、そんたくはないと言つているんですよ、今、政府・与党。僕は、でも、そんたくはあつてもいいと思うんですよ。だから、今回

省は総理秘書官の影響は受けていない、いいです。

よ、今回のことはいいです。

ただ、副長官、一般論として、この表にあるよう、そういう、秘書官である中江氏個人として

その問題意識を厚労省にお話し申し上げた、こ

ういうふうに答弁しているとおりであります

で、まさに個人としてのことを答弁したといふ

うに理解をしております。

○足立委員 ありがとうございます。

まことに、

麻生財務大臣が諮問会議でどうしたとか、あるいは総理秘書官がどうしたといろいろ喧伝されていますけれども、それは、そういうコミュニケーション

はあつたけれども、そんたくはないとみんな言つてゐるんです。だから、いいですよ、今回はそんたくはなかつたでもいいんですよ。

私は、そんたくがあつてもいい、何か統計法に違反しますか。統計法は総務省、教えてくれたらいいけれども、私は、仮に役人の一部が、官邸なり諧問会議の面々なり、あるいは財務省なり総務省なりをそんたくするといふのは、だつて、僕なんか、二十年間官僚をやつていたときは毎日官邸をそんたくしていましたよ。

だから、きょうはぜひ、西村副長官から、そん

たくはあつてもいいんだといふ御答弁をいたい

て帰りたいんですね。ちょっと、いかがですか。

そんたくはあつてもいいんだと。

申し上げますけれども、今回の件につきましては、安倍総理、何度も答弁をしておりますけれども

も、今回の件について、中江秘書官に何ら指示も

行っておりませんし、その意向を伝えたことはな

いということは、まずそのことは申し上げておき

たいと思います。

更に言えば、中江秘書官も答弁されていま

すが、西村長官、そんたくはあり得るんだと。

れども、まさに、先ほど私も申し上げましたけれ

ども、統計の精度を上げよう、より実態に近づけ

よう、そういう

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

(発言する者あり)

いや、もちろん、さすが高井先生、僕は最後に、きょうの出口、もう一問、実は通告させていただいているのは、まさにそういう、私が申し上げているようなピラミッドの中での総合調整ということについて、課題はあると思うんですよ、課題。それはまさに、私が敬愛する立憲民主党の高井先生がおっしゃられたように、やはり全部残していった方がいいと思うんですね。

例えば、総理秘書官のアドバイスが影響したのだったら、ちゃんと検討会の議事録とかにそういうことを残すとかいう形で、誰が見ても、こういうことをちゃんと国民が知ができるという仕組みをしっかりと整えていく。

でも、今回はそういうものは残っていないとすれば、それはなったということなんだけれども。自民党政権の場合は全部、面倒くさいじゃないですか、国会で共産党から追及されるとね。

僕は、破防法の監視団体だと言つたら角が立つから、破防法の監視団体だと言つたら角が立つから、わざわざ丸めて二十一日の日に共産党に言及したら、共産党が謝れと言うんですよ。僕は、こだから、中途半端な言い方をすると……

○江田委員長 足立君、議題の範囲内で御発言ください。

○足立委員 いやいや、これはだつて、はい、委員長の差配ですからね。だから、これからはつきり言おうと思うんですけど、国会の中に破防法の監視団体が歩いていると、国会も、これは大事なことだから、委員長、そういう中で、政府・与党は、そういう国会にさまざまな資料を出すときに、どうしても守りに入るわけですよ、守りに。その結果が理財局の公文書改ざんだんだですよ。あれは、別に総理のそんたくじやないんです。国会に波を起すことを嫌つただけなんですよ。

だから、私は、もう小泉進次郎さんが、何か平成のうちにどういう国会改革をいろいろ主張されていましたけれども、どうでもいいんです、あんなものは、政府・与党が、いや、できれば、破防法の

監視団体を国会から排除して、しっかりと、普通の、真っ当な、真っ当な政党が国会に集まる、国権の最高機関なんだから。その国権の最高機関には、政府・与党はできるだけ本当のことを全部出す。できれば、自民党の中でどういう議論があつたかも全部出す。そういうことをしながら、本当に建設的なこのチームAとチームBがプランAとプランBを開拓させる、そういう論戦の場に国会をしていくべきだということを常々私は申し上げているものだから、だから、そんたくはあるよね。

それをあると言うと面倒くさいから、ないと言つているんですよ。面倒くさいだけなんです。西村副長官は、もう面倒くさい。共産党いるから面倒くさい。もうそんたくはないことにしておいで、組織というのは、組織というのはそんたくがあるから、中途半端な言い方をすると……

○江田委員長 足立君、議題の範囲内で御発言ください。

○足立委員 いやいや、これはだつて、はい、委員長の差配ですからね。だから、これからはつきり言おうと思うんですけど、国会の中に破防法の監視団体が歩いていると、国会も、これは大事なことだから、委員長、そういう中で、政府・与党は、そういう国会にさまざまな資料を出すときに、どうしても守りに入るわけですよ、守りに。その結果が理財局の公文書改ざんだんだですよ。あれは、別に総理のそんたくじやないんです。国会に波を起すことを嫌つただけなんですよ。

を取り上げて、私は一時間国会質問をするわけですよ。これはそんたくですよ。うちの党がどういう方向に向いているのかということを必死でそんな

方向に向いています。うちの党がどういう方向に向いているのかということを必死でそんなものは、そうじゃなくて、本当の国会改革というのを、政府・与党が、いや、できれば、破防法の

だきます。希望の党の井上一徳です。

私は、最後は、今回延長が予定されています狩猟税、それから、今なお全国的に被害が継続している鳥獣被害、これについて質問をさせていただきたくしながら、日々国会活動をしている。

それは、政党だつてそうだけれども、政府だつてそうでしょう。そういう組織の中に当たり前に

あるそんたくというのを否定して、僕は安倍政権は信用されないと思うんです。でも、総理が急にそれを言つたらまたややこしいから、ここは一肌脱いで、西村副長官がそんたくはあると一言言つて帰つてください、きょう。

○西村内閣官房副長官 私も、官房副長官として、首脳会談のブリーフを行つたり、日々自分の責任を果たしているところでありますけれども、もちろん足立委員がおっしゃったように、安倍総理の思いを受けとめながら、私自身はその思いをしっかりと、まさに、一言われたことを十を理解をして記者会見なりに臨んでいるところがあります。

ただ、そんたくという言葉の意味が、これは必ずしも明確でないでしょ。一般的には何となく悪いイメージで今世の中では捉えられているところもございますので、ここでそんたくがある、ないとい、官僚の一人一人が、そんたく、ある、ないと、いうのは、私からは答えるのは控えさせていただきたいと思います。

○足立委員 時間が来ましたので終わりますが、ありがとうございます。

私はとにかく、そんたくという言葉のイメージでさえ、政党の中の、より上役の、幹事長の会見、代表の会見、毎日こつちで勉強して、言われを悪くしたのは籠池さんのせいだけれども、これを改めて、そんたくというのはいいものなんだと、組織をよくしていくためのそんたく、そんたくには悪いそんたくといいそんたくがあるんだ、いいそんたくはどんどんやればいいんだというふうに改めて国会の中に定着させるべく努力する」とをお誓いして、質問を終わります。

ありがとうございます。

平成三十年に一応進捗状況を確認して、必要に応じて目標を見直すということでありましたが、今現在、この捕獲強化対策がどのような形で進んでいるのか、御説明いただきたいと思います。

○鳥居政府参考人 お答えいたします。

環境省では、農林水産省とともに、抜本的な鳥獣捕獲強化対策として、ニホンジカ、イノシシについて、平成二十三年度を基準年とし、その生息数を、平成三十五年度、つまり二〇二三年度までに半減する目標を設定してございます。

平成二十九年度のニホンジカ、イノシシの捕獲数速報値はそれぞれ六十万頭、五十五万頭となり、平成二十三年度と比較して、捕獲率がそれぞれ一・三八倍、一・八七倍と大きく伸びたところです。

また、捕獲強化に伴い、平成二十八年度末時点のニホンジカ、イノシシの推定個体数は、それぞれ平成二十七年度から継続して減少傾向を示しておるところでございます。

○井上(一)委員 きょう最後の質問をさせていた

半減目標の達成に向けて、さらなる捕獲の強化を図つてまいる所存でございます。

○井上(一)委員 済みません、確認なんですかども、基準年、平成二十三年だと三百九十七万頭でしたけれども、平成三十年ではこれは何万頭になつているんでしょうか。

○鳥居政府参考人 お答えいたします。

平成三十年度のデータはございませんで、直近のデータは平成二十八年度でございます。この推定個体数を申し上げますと、ニホンジカが二百七十二万頭でございます。そして、イノシシが八十九万頭ということになつてございます。

○井上(一)委員 ということは、単純に足すと約三百六十万頭ということで、もし目標がそのままうまくいっているようであれば、大体三百万頭ぐらいに近づいていないといけないと思いますけれども、現時点で、必要に応じて目標を見直すということなので、必ず目標を見直すということではないと思いますけれども、この目標を見直す考え方方はございませんか。

○鳥居政府参考人 お答えいたします。

平成二十五年度に策定した目標については、引き続き堅持をしていきたいというふうに思つております。

○井上(一)委員 別に目標を見直すことが目的で

はありませんので、ぜひ、目標に進むように、この捕獲強化対策を更に進めていっていただきたいと思います。

狩猟税に関して、平成二十年度にこの税率を二分の一に軽減して、さらに、平成二十七年度には課税の免除ということまでやつたわけですがれども、このような特例的な課税の免除について、どのような効果があつたか教えていただきたいと思います。

○鳥居政府参考人 お答えいたします。

狩猟税の特例措置につきましては、平成二十五年に策定されました抜本的な鳥獣捕獲強化対策の推進のため、有害鳥獣捕獲従事者の扱い手確保を目的として、平成二十七年度より措置されており

ます。

本措置も含めた鳥獣の捕獲の扱い手確保の取組の結果、平成二十四年度には過去最低の約十八万人だつた狩猟免許所持者数は、平成二十八年度に約二十万人にまで増加するなど、本措置による一定の効果が見られていると考えております。

有害鳥獣捕獲従事者となる狩猟者においては最大一万六千五百円が減免される措置内容となつておりまして、大日本獣友会等の狩猟者団体や都道府県からも、本措置が狩猟者の意欲の向上及び狩猟者の増加等に大きな効果を發揮しているとの評価をいただいているところでございます。

○井上(一)委員 レクの際にも、新規の免許取得者が近年増加傾向にあるというふうに聞いておりますので、一定の効果はあるんだろうというふうに思います。

私は、こうやつて狩猟者数の免許をやすといふことも大事なんですけれども、やはりジビエを拡大していくというのは非常に大事じゃないかと思います。

特に、鹿やイノシシによる被害が大きいということで、この鹿、イノシシをジビエとして利用できれば、更に効果的に鹿、イノシシが減つていくんじゃないかということで、私の地元、京丹波町にアートキユーブという会社がありまして、ここは国産ジビエ認証施設の第一号となつたということで、ここに聞きましたところ、ジビエというのは非常に処理加工が重要で、特に血抜き、これをしつかりやれば本当にいい肉ができるんだということで、安心、安全なジビエを消費者に提供しようと精力的に取り組んでおられます。

こういったジビエ利用というのは、鳥獣被害対策だけではなくて、地域活性化にもつながるのではないかと思っています。今のジビエ利用の現状、それから今後の取組について教えていただきたいと思います。

○高橋政府参考人 お答えいたします。

埋設や焼却により処理されている中で、ジビエ利用を推進し、農村地域の所得向上につなげることは、地域の活性化の観点から重要であると認識しております。

農林水産省といたしましては、安全で良質なジビエの利用拡大を図り、ジビエ利用量を三十一年度までに倍増させるという政府目標の達成に向けて、ジビエ利用モデル地区を始め、ビジネスとして持続できる安全で良質なジビエの安定供給に向けた取組、ジビエ利用に係る衛生管理の徹底を図るため、委員からも御発言のございました、国産ジビエ認証施設第一号である京都府の株式会社アートキユーブを始めとする国産ジビエ認証制度の普及に向けた取組、全国的な需要拡大のためのプロモーション等につきまして、鳥獣被害防止総合対策交付金による支援に加えまして、専門家や農水省職員によるキャラバンを実施するなど、ジビエ利用の全国展開を推進しているところでございます。

今後とも、地域の事情に応じた鳥獣対策を実施するとともに、有害鳥獣を利用して農村地域の所得に変えていく、マイナスをプラスに変えるジビエ利用の取組を、関係省庁とも緊密に連携しながらしっかりと推進してまいる所存でございます。

○井上(一)委員 お聞きしましたところは二者の認証制度で認証を受けたところは二者ということですけれども、ぜひ、この国産ジビエの認証制度、まだまだ周知されていないと思いますので、全国的に周知されるよう一層取り組んでいただきたいと思います。

では、質問を終わりたいと思います。

○江田委員長 次回は、公報をもつてお知らせすこととし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時五十六分散会



平成三十一年四月十九日印刷

平成三十一年四月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者  
国立印刷局

P